

令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究

新・放課後子ども総合プラン  にみる

放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック 一体型の実施に向けて

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

0. はじめに

このガイドブックは、新・放課後子ども総合プランに基づき一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（以下、「一体型」といいます）の実施を推進する、全国の自治体ご担当者にとって参考にしていただける情報を提供するように作成したものです。

「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究」（令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）では、全国の都道府県・市区町村を対象としたアンケート調査を実施し、各自治体における一体型の推進状況について、情報収集を行いました。また、市区町村 10 か所へのヒアリング調査により、一体型実施を促進するための取組内容、工夫等について、お話を伺いました。このガイドブックは、これらの調査結果を踏まえ、検討会委員の皆様にもご協力いただきながら、みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社が作成したものです。具体的には、新・放課後子ども総合プランにみる一体型推進の意義をどのように捉えることができるか、一体型実施を進めるうえでの課題は何か、各自治体ではどういった工夫が行われているか等について、既存の公表資料や調査研究の結果をもとに整理し、ご紹介しています。

本ガイドブックが、各自治体における一体型の推進、さらには総合的な放課後児童対策の推進の一助となれば幸いです。なお、本調査研究の報告書はみずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社のホームページで公表しています（URL は「参考資料」に記載）ので、そちらもぜひご覧ください。

（2022 年 3 月）

- 目次 -

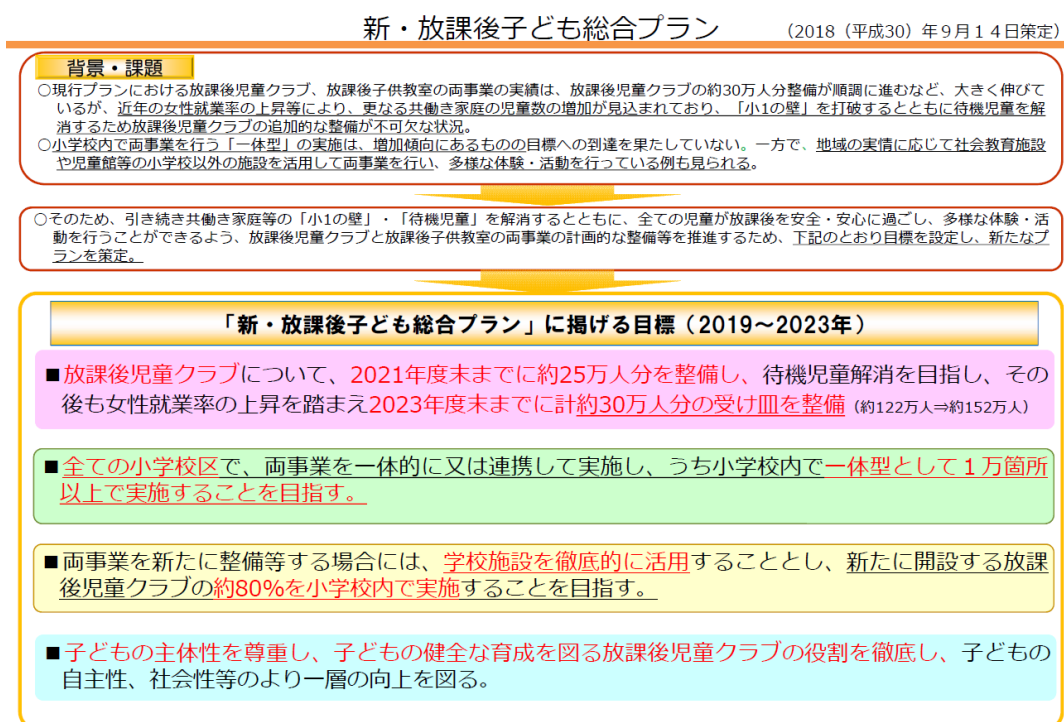
1. 総合的な放課後児童対策の推進	3
(1) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは	3
(2) なぜ一体型を推進するのか	5
(3) 一体型の実施に関する現状	12
(4) 一体型の実施に向けて	21
2. 全ての子どもが安全・安心に過ごすことのできる放課後の環境整備	23
(1) 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	23
(2) 多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	37
3. 参考資料	58

1. 総合的な放課後児童対策の推進

(1)一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは

平成 30 年に公表された「新・放課後子ども総合プラン」は、平成 31（令和元）年～令和 5 年の間に全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を実施し、うち**両事業とも同一小学校内等で実施する「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室」を 1 万箇所以上とすること**を目標に掲げています。同プランに基づき、各自治体では放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を中心に、両事業の計画的な整備が進められているところです。

図表 1 新・放課後子ども総合プラン



資料：厚生労働省公表資料

図表 2 両事業について

放課後児童健全育成事業：

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。)に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るもの

放課後子供教室：

地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」の一環であり、放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動

資料：厚生労働省、文部科学省公表資料をもとにみずほサーチ&テクノロジーズ(株)作成

「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室」とは、**同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラム（学習支援、体験プログラム、スポーツ活動、読書活動、自由遊び等）に参加できるもの**をいいます。

ここでいう「同一の小学校内等」とは、放課後子供教室又は放課後児童クラブのうち一方を小学校内で実施しており、他方を当該小学校に隣接（子ども自身で安全に移動することが可能な、通りを挟んだ向かい側等を含む）する場所で実施している場合（公民館、児童館等）を含みます。

図表 3 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について

同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラム(学習支援、体験プログラム、スポーツ活動、読書活動、自由遊び等)に参加できるもの

※「同一小学校内等」とは、放課後子供教室又は放課後児童クラブのうち一方を小学校内で実施しており、他方を当該小学校に隣接(児童自身による移動を安全に行うことが可能な、通りを挟んだ向かい側等を含む)する場所で実施している場合(公民館、児童館等)も含む

資料：厚生労働省、文部科学省公表資料をもとにみずほサーチ&テクノロジーズ(株)作成

なお、本ガイドブックでは一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室のことを「一体型」と呼んでいます。

(2) なぜ一体型を推進するのか

一体型の実施に関しては、効果の一方で乗り越えるべき課題も多く、自治体の状況によっては「なぜ一体型を実施しなければならないのか」と、戸惑いを感じている担当者もいるかもしれません。

新・放課後子ども総合プランが目指す「両事業の一体的な又は連携した実施」とは、どのようなものでしょうか。

新・放課後子ども総合プランが目指す「子どもの放課後の居場所確保」と、 それを実現する手段としての一体型

放課後児童クラブと放課後子供教室は、同じ「子どもの放課後」を対象とした事業ですが、異なる趣旨目的の下で発展を遂げてきました。

しかし近年、子どもの放課後を取り巻く状況は、大きく変化しています。具体的には、子ども数の減少、共働き家庭の増加、家庭の孤立化、放課後に遊べる場所や体験の不足、地域と子どもの関わりの縮小等が指摘されており、放課後の時間の過ごし方が変わるだけでなく、「こんな放課後を過ごしたい」というニーズも変化・多様化していると考えられます。

- 子どもの放課後生活をめぐっては、ここ数十年の間に、子ども数や兄弟数の減少、共働き家庭の増大や就労形態の多様化、ひとり親家庭の増加や「子どもの貧困」の社会問題化、また、自由に遊べる場所や遊ぶ時間の縮小、自然や生物、実際の物事と直接的に関わる生きた体験の不足、多くの子どもが習いごとや学習塾に通っていることなど、様々な社会状況の変化がみられる。
- 放課後児童対策の中で、共働き家庭等の子どもが利用する放課後児童クラブについては、女性の就業率の上昇等に伴い、近年、利用児童数が増加の一途にあり、待機児童も生じている。今後、女性の就業率の更なる上昇が進めば、放課後児童クラブの利用児童もさらに増加すると考えられる。保育所において待機児童解消のための受け皿を整備している状況がある中で、小学生の放課後の受け皿もまた充実させていく必要がある。

資料：厚生労働省「総合的な放課後児童対策に向けて 社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ
(平成 30 年)

- 地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して、社会総掛かりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠。

資料：文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン 参考の手引」

新・放課後子ども総合プランは、こうした近年の状況を踏まえて「総合的な放課後児童対策」を目指すものです。同プランでは、「共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる」環境の整備を目標に掲げています。

図表4 新・放課後子ども総合プラン（抜粋）

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進める。

資料：厚生労働省、文部科学省公表資料

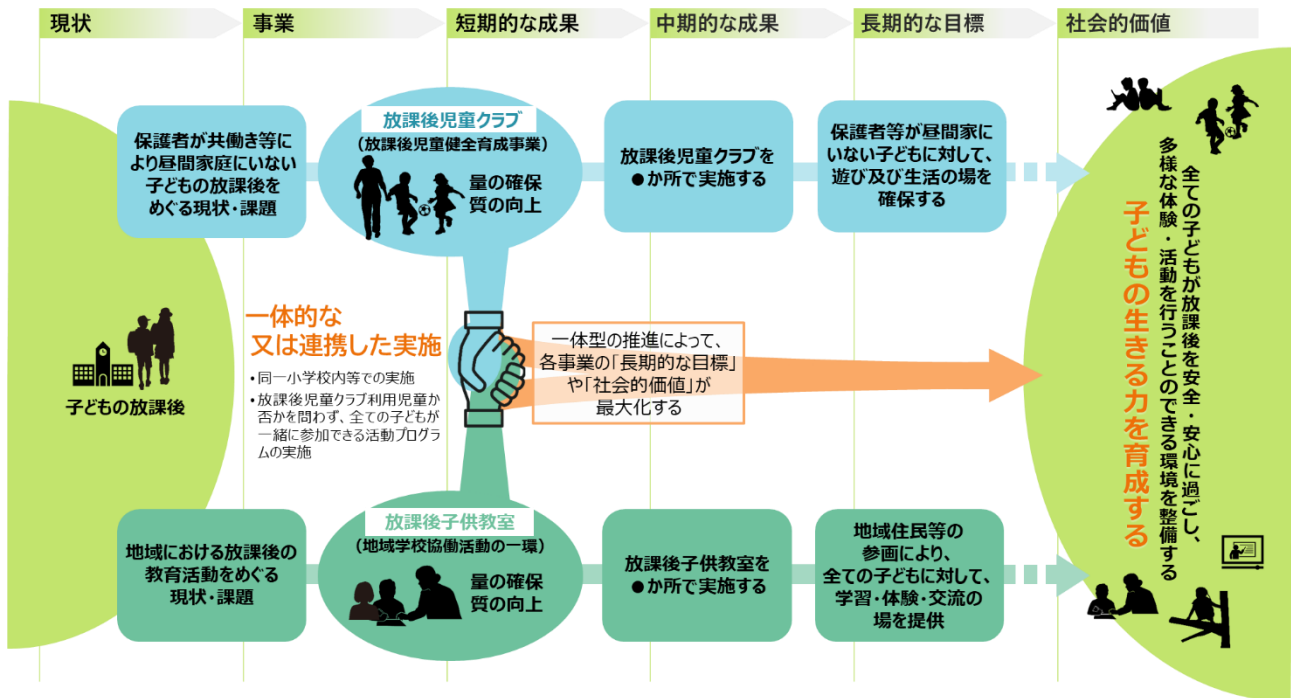
放課後児童クラブ・放課後子供教室の各事業は、単独で実施した場合にももちろん、同プランが目指す「子どもの放課後の居場所確保」の実現に一定の役割を果たすことができます。

しかし、全ての子どもが放課後子供教室の活動に参加できる体制を確保することで、放課後児童クラブ利用児童を含めたより多くの子どもにとって、**交流の範囲や放課後の過ごし方の選択肢**が広がります。**放課後子供教室の活動に協力する地域住民と子どもとの関わり**がより広がり、深まります。さらに同一小学校内等に両事業を整備することにより、子どもは**学校⇨放課後児童クラブ⇨放課後子供教室⇨自宅を安全に行き来**することができるようになります。小学校の施設設備は、子どもが使うことを前提としてつくられているので、**活動中の安全確保**にも適しています。新・放課後子ども総合プランは、こうした状況を踏まえて「同一小学校内等での実施」や「放課後児童クラブ利用児童か否かを問わず、全ての子どもが一緒に参加できる活動プログラムの実施」を推進するものです。

つまり、**一体型としての実施は、目的ではなく手段**です。両事業の一体的な又は連携した実施は、両事業がそれぞれの趣旨目的に応じて行われることを尊重しつつ、同一小学校内等での実施や（放課後児童クラブ利用児童を含めた）全ての子どもが放課後子供教室の活動に参加できる環境の整備によって「**全ての子どもが安全・安心に過ごす**」「**地域住民等の参画により多様な体験・活動を提供する**」放課後の時間・空間を創出し、「**子どもの生きる力を育成する**」¹地域としての価値を最大化する方法と捉えることができます。

¹ 厚生労働省が平成30年に公表した「総合的な放課後児童対策に向けて 社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ」には、「放課後という時間・空間は、「生きる力」の育成において、大きな役割を果たしている」「放課後生活と学校教育を通じてともに「生きる力」を育成していくことが必要である」とあります。

図表5 新・放課後子ども総合プランが目指す方向性（イメージ）

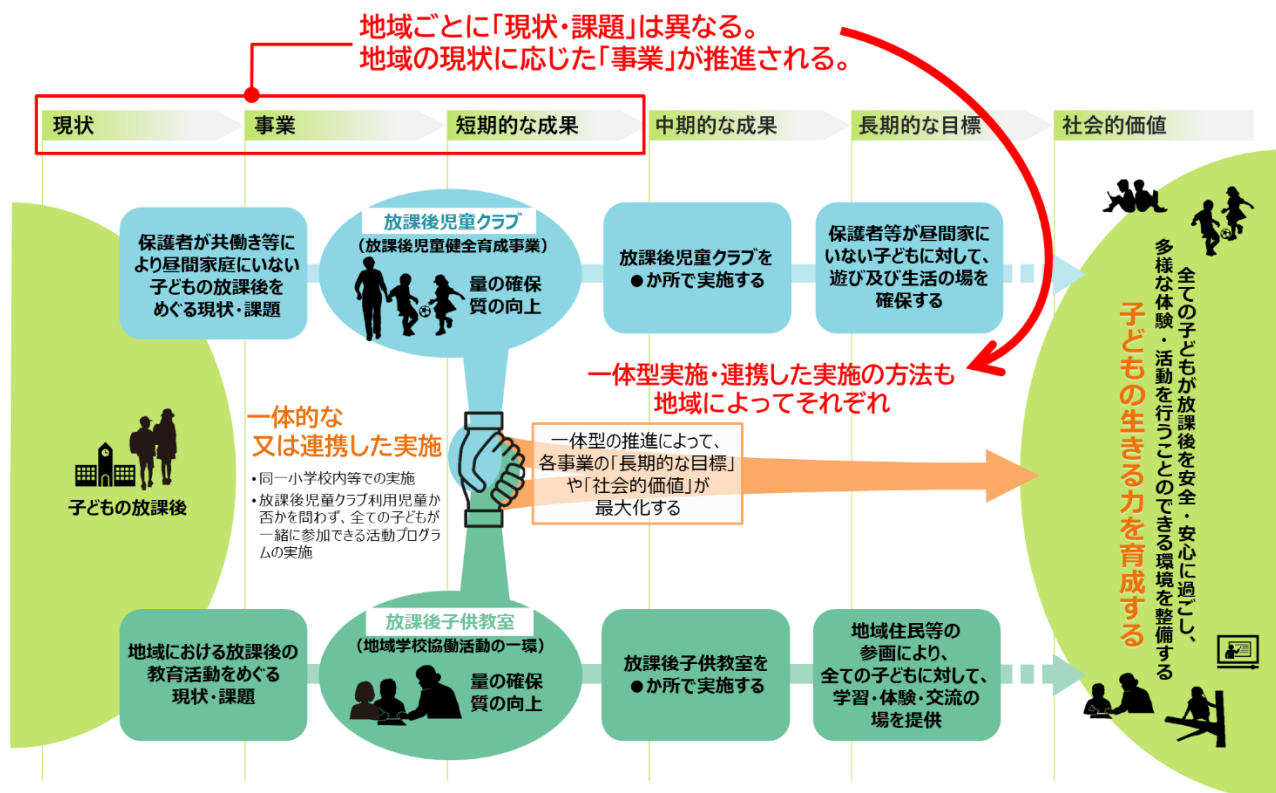


資料：ロジックモデルの考え方を援用してみずほリサーチ&テクノロジーズ(株)が作成

なお、子どもの放課後をとりまく現状や課題は、地域により異なります。活用できる資源も異なります。そのため、各自治体は、地域の実情を踏まえながら、新・放課後子ども総合プランが求める一体型実施・連携した実施をどのように具現化するか、検討することとなります。つまり、**両事業の一体的な又は連携した実施の方法は、地域の実情に応じて多様であろう**と考えられます。

図表 6 新・放課後子ども総合プランが目指す方向性（イメージ）

：地域の実情に応じた一体型実施・連携した実施の考え方



資料：ロジックモデルの考え方を援用してみずほリサーチ&テクノロジーズ(株)が作成

《Q&A》

Q：一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の数を増やすために、小学校外にある放課後児童クラブを小学校内に移転した方がいいのでしょうか。

新・放課後子ども総合プランには、以下のように記載されています。

新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

地域の状況によっては、同一小学校内での両事業実施は難しい場合があるかもしれません。その場合にも、子どもの放課後の居場所としてどこが適切なのか、地域全体の状況を見渡しながらか比較検討し、選定することが重要です。

小学校は公共財ということもあり、誰もが利用しやすく、安全・安心に利用できる施設・設備となっています。したがって、**持続可能な放課後児童対策**という観点に立つと、小学校内での実施は有意義であり、これが新・放課後子ども総合プランにおいて同一小学校内等での事業実施を推進する一つの理由と捉えることができるでしょう。

なお、新・放課後子ども総合プランには以下のような記載もあります。**一体型として実施していない場合についても、両事業を連携して実施できるようにすることが必要**です。

公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室等、保護者や地域のニーズを踏まえ、一体型として実施していない場合についても、両事業を連携して実施できるようにすることが必要である。

Q：一体型とは、放課後児童健全育成事業実施要綱や地域と学校の連携・協働体制構築事業の実施要領における「一体的に実施する場合」に適合するものをいうのでしょうか。

一体型とは、「同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラム（学習支援、体験プログラム、スポーツ活動、読書活動、自由遊び等）に参加できるもの」をいい、放課後児童健全育成事業実施要綱や地域と学校の連携・協働体制構築事業の実施要領における「一体的に実施する場合」とは、上記に該当するものをいいます。また、地域と学校の連携・協働体制構築事業では、学校区ごとの協議会の設置も補助要件としています。なお、**当該放課後児童クラブ・放課後子供教室が一体型であるか否かの最終的な判断は、実施主体である市区町村において行うもの**とされています。

地域の実情に応じて両事業が展開される中、「両事業職員・スタッフが連携していない」「放課後子供教室の活動日数が少ない」等により、「当自治体の取組は一体型実施ではない」と考える自治体もあるかもしれません。補助要件としての一体型は上記のとおりであり、これを満たしていれば一体型であると捉えることができます。しかし、「全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境整備」という観点に立つと、両事業職員・スタッフが情報共有・協働できる体制の構築は必要不可欠ですし、放課後子供教室の活動の拡大・拡充等を徐々に進めていくことも望まれます。各地域で目指す放課後の実現に向けて、**一体型としてどのような事業内容を推進するのか、検討を継続する**ことが重要です。

Q:一体型として実施する場合、放課後児童クラブ利用児童は放課後子供教室の活動に毎回参加するのでしょうか。

放課後子供教室の活動へ参加するか否かは、子ども自身が決めるものです。全ての子どもが、**本人の希望に応じて放課後子供教室の活動に参加できる環境を整える**ことが重要と考えられます。

Q:一体型として実施する場合、放課後子供教室を毎日実施しなければならないのでしょうか。

放課後児童クラブの開所日は1年につき250日以上を原則としている一方、放課後子供教室の補助対象となる実施日数は、原則として年間200日以下、1日4時間以上となっています。（令和4年度時点）したがって、放課後児童クラブの開所日数と放課後子供教室の実施日数を同じとすることは想定されていません。

このことについては、「令和4年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」実施要領 Q&A」にも、以下のように記載されています。

放課後子供教室は全ての子供たちに多様な学習・体験・交流活動を提供するものであり、留守家庭児童の生活の場を提供する放課後児童クラブとは、趣旨・目的の異なるものです。連携するに当たって、放課後子供教室も同様に250日以上開催しなければならないものとは認識していません。同一の場所で実施したり、放課後子供教室のプログラムに放課後児童クラブの子供も含む全ての子供たちが参加できるようにしたりするなどの連携方策を引き続き講じていくようお願いします。

Q:放課後子供教室で実施する全ての活動について、放課後児童クラブ利用児童が参加できるようにしなければならないのでしょうか。

放課後子供教室の趣旨目的を踏まえると、活動内容によって人数制限等の制約はあれど、全ての活動の対象者を、希望する全ての子ども（放課後児童クラブ利用児童を含む）とすることが望ましいと考えられます。

実施場所や地域の子どもの状況・人員配置等の都合上、すぐにこれを実現するのは難しい場合があるかもしれませんが、**全ての子どもが放課後子供教室の活動に参加することのできる環境整備**に向けて取り組んでいただくことが重要と考えます。

Q:放課後児童クラブ実施場所（専用区画）で共通プログラムを実施し、放課後児童クラブ利用児童以外の子どもがそこに参加することは可能なのでしょうか。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日、厚生労働省令第 63 号）では、放課後児童クラブの専用区画について「放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない」としています（第 9 条の 3）。ただし、「利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない」（第 9 条の 3）ともあり、両事業の共通プログラム実施のために、一時的に専用区画を利用することを否定するものではないと考えられます。

しかし、**両事業の共通プログラム実施のために一時的に専用区画を利用する場合にも、放課後児童クラブ利用児童の生活の場としての機能が十分担保されるよう配慮することが必要**です。このことについて、厚生労働省の通知では、以下のように述べています（平成 26 年 5 月 30 日付け 雇児発 0530 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）。

(3) 専用区画等の考え方(基準第9条第3項)

基準第9条第3項の「放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない」とは、原則として、事業所を開所している時間帯を通じて専用区画等を放課後児童健全育成事業の専用とすることをいうものであり、事業所を開所していない時間帯に他の事業等に利用することを妨げるものではない。

また、同項の「利用者の支援に支障がない場合」とは、例えば、放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する際に、利用者が利用者以外の児童と共に遊びや生活の時間を過ごす場合が考えられる。この場合でも、専用区画の面積については、利用者の数を基礎として算定されるものであることから、利用者の生活の場としての機能が十分担保されるよう、例えば、全ての児童を対象としたプログラムを実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行うこと。

(3) 一体型の実施に関する現状

ここでは、一体型の実施に関する各自治体の取組状況をみていきます。

一体型の実施状況

共働き家庭等の増加により、放課後児童クラブの数は年々増加しています。令和3年には、放課後児童クラブの数は26,925か所と過去最高を記録しました。

これら26,925か所の放課後児童クラブのうち、同一小学校区内で放課後子供教室が実施されているものは13,994か所（52.0%）と約半数を占めます。

しかし、放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるものの数は9,491か所で、同一小学校区内で放課後子供教室が実施されている放課後児童クラブの7割弱です。**放課後児童クラブ利用児童は放課後子供教室の活動に参加できないケースが一定数ある**ことがわかります。

なお、同一小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるもの、すなわち一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の数は5,885か所です。

図表7 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携状況

(か所)

実施状況	令和3年	令和2年	増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	13,994 (52.0%)	13,578 (51.0%)	416
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	9,491 (35.2%)	8,991 (33.8%)	500
うち同一小学校内で実施	5,885 (40.9%)	5,557 (38.9%)	328
学校の余裕教室	3,255 (22.6%)	2,984 (20.9%)	271
学校敷地内専用施設	2,630 (18.3%)	2,573 (18.0%)	57

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

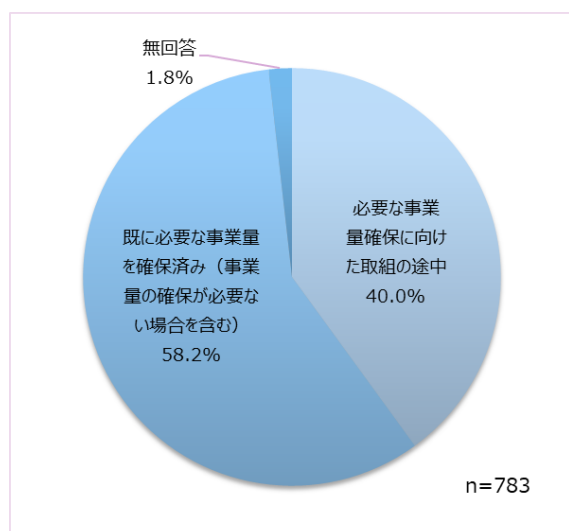
注3:「うち同一小学校内で実施」における()内は、学校内で実施するクラブ数(令和3年:14,391、令和2年:14,275)に対する割合である。

資料：厚生労働省「令和3年（2021年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和3年（2021年）5月1日現在）」

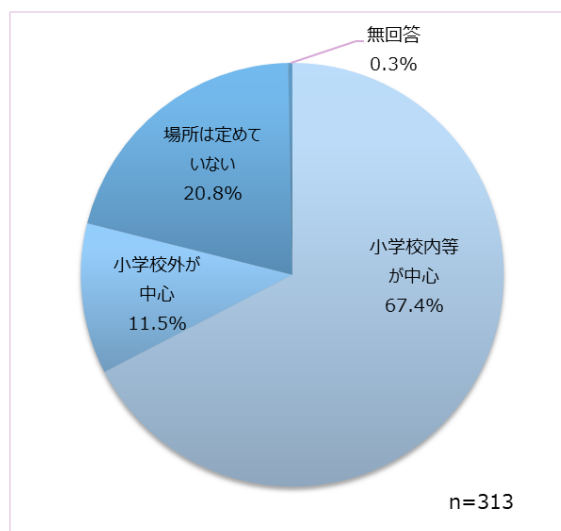
事業量確保に向けた自治体の方針

令和３年度に実施した調査では、回答自治体の４割が、放課後児童クラブについて「必要な事業量確保に向けた取組の途中」と回答しています。また、事業量確保に向けた取組の途中と回答した自治体に対し、今後の設置予定場所を尋ねたところ、**７割弱の自治体が「小学校内等が中心」と回答**しています。

図表８ 放課後児童クラブの事業量確保状況（SA）



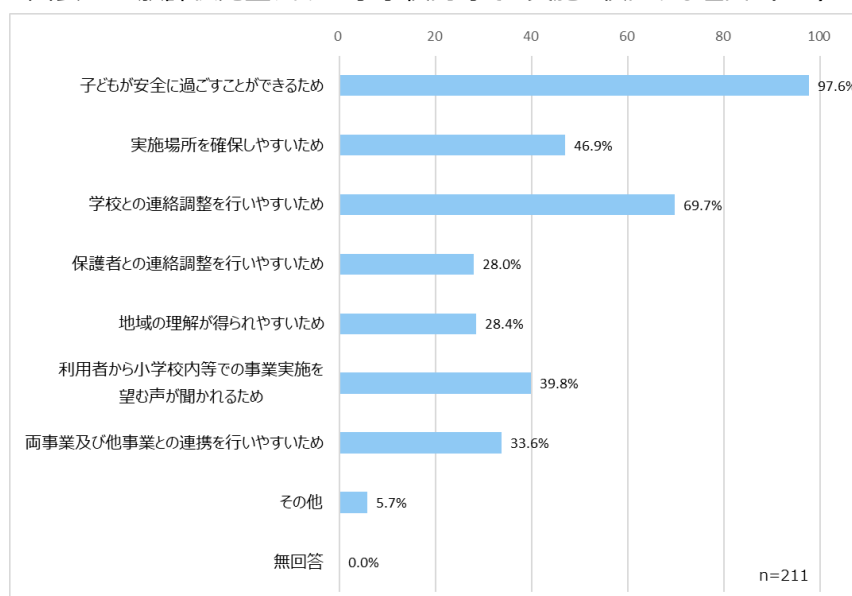
図表９ 放課後児童クラブの設置予定場所（SA）



資料：みずほリサーチ＆テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

小学校内等での実施を検討する理由について、（小学校内等での実施を推進する）ほぼ全ての自治体が、「子どもが安全に過ごすことができるため」と回答しています。「学校との連絡調整を行いやすいため」「実施場所を確保しやすいため」といった理由を挙げる自治体も多くみられます。

図表１０ 放課後児童クラブの小学校内等での実施を検討する理由（MA）

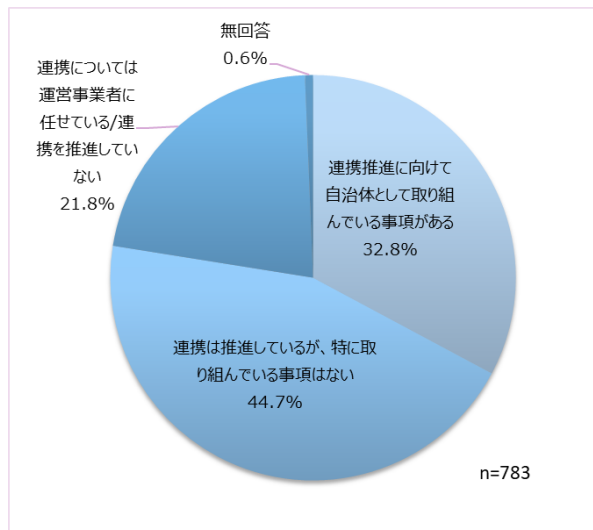


資料：みずほリサーチ＆テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

一体型に関する自治体の方針

放課後児童クラブ・放課後子供教室の**両事業を実施する自治体のうち、7割以上が「連携を推進している」と回答**しています。ただし、うち5割弱は「連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」と回答しています。

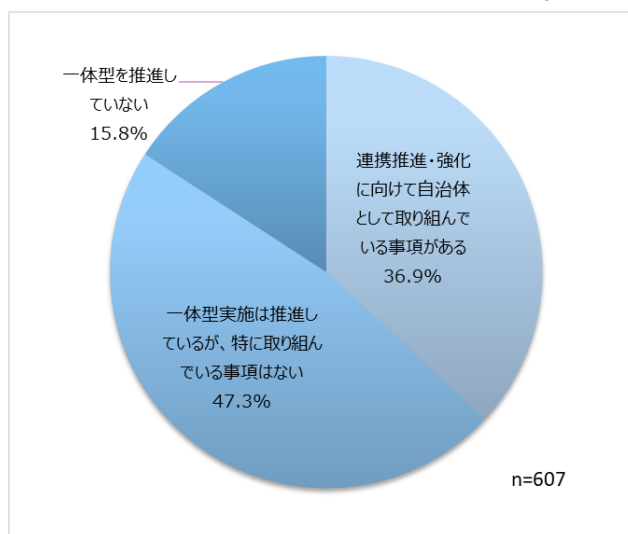
図表 11 両事業の連携推進状況（SA）



資料：みずほサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

連携を推進していると回答した自治体の8割以上が一体型実施を推進しています。ただし、「**一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない**」が5割弱を占めています。

図表 12 一体型実施の推進状況（SA）

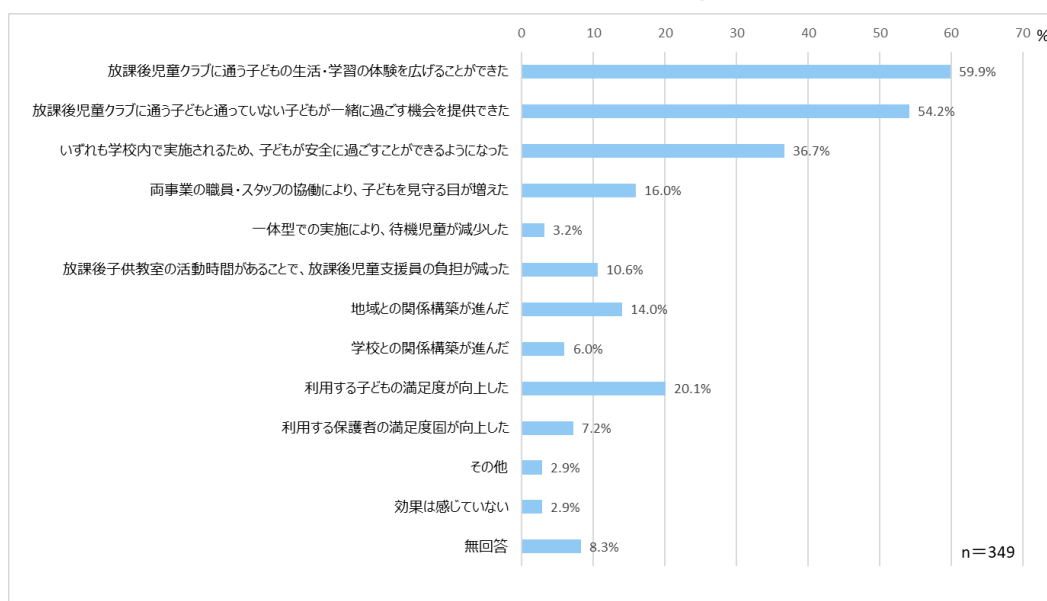


資料：みずほサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

一体型の効果と課題

令和２年度に実施したアンケート調査によると、一体型実施について「放課後児童クラブに通う子どもの生活・学習の体験を広げることができた」「放課後児童クラブに通う子どもと通っていない子どもと一緒に過ごす機会を提供できた」「いずれも学校内で実施されるため、子どもが安全に過ごすことができるようになった」等の効果を感じている自治体が多いことがわかります。一体型実施は、**多様な体験・活動機会の創出や、子ども同士の交流機会の拡大、安全に過ごせる環境の確保**につながっているようです。

図表 13 一体型実施の効果（MA）



資料：みずほ情報総研(株)（現みずほリサーチ＆テクノロジーズ(株)）「放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究 報告書」（2021 年 3 月）

実際に、一体型を実施する自治体からは、次のような意見が聞かれています。

参考事例：千葉県浦安市（一般市）

- 放課後うらっこクラブ（一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室）では、放課後児童クラブ・放課後子供教室のそれぞれの教室で過ごしているが、定期的に「交流活動」の時間を設けている。交流活動により、子ども同士の交流範囲が広がり、特に異学年の子どもとの交流が促進された。
- 保護者の就労の有無に関わらず、放課後における「学校でもなく、家庭でもない、子どもたちが、安全で楽しく過ごせる居場所」を設けることにより、子どもの自立性や豊かな心を育むことができ、健全育成にもつながっていると感じている。

参考事例：山口県萩市（一般市）

- 一体型を実施することで、放課後児童クラブと放課後子ども教室（同市の表記を適用、以下同じ）の両事業の登録児童が集まり、子ども同士の交流が拡大・充実する。このことにより、イベントにおいては山口県が取り組む個人や人間関係のよりよい変容をめざした「AFPY（やまぐちふれあいプログラム）」と連動した取組を実践する場ともなっており、**皆で何かをやり遂げよう、取り組もうという意識**を育てる効果につながっていると感じている。放課後子ども教室が企画するイベント等に放課後児童クラブ利用児童が参加できることは、**子どもたちにとって楽しめる時間・機会が増えることになるので**、今後も継続していきたい。
- また、一体型での実施は両事業職員・スタッフ間の相互理解につながるという声が、現場から聞かれている。放課後児童クラブと放課後子ども教室では、子どもへの関わり方が異なる。前者は子どもを守ること、後者はチャレンジすることを大切にされた事業計画となっている。**それぞれ異なったアプローチがなされることで、子どもの体験が広がり、相乗効果がもたらされているのではないかと**感じている。



参考事例：兵庫県淡路市（一般市）

- 普段の放課後子供教室は工作等の遊びが多い一方で、両事業の参加児童と一緒に活動する日（同市では、これを「交流日」として設定）には放課後児童クラブから 20～30 名弱の子どもが参加するため、通常 10 名程度の放課後子供教室が、40 名程度の規模になる。そのため、体育館又はグラウンドを主な活動場所として、スポーツや屋外でのゲーム等、**大勢で行うダイナミックな活動**を企画することができる。
- また、放課後子供教室には様々な学年の児童が参加しているため、両事業の利用児童と一緒に遊ぶ機会をつくることで、**異年齢の子どもとの交流の場**が広がる。この活動に参加することにより、次から（交流日以外の）放課後子供教室にも参加したいと考える子どもが増えればよいと感じている。



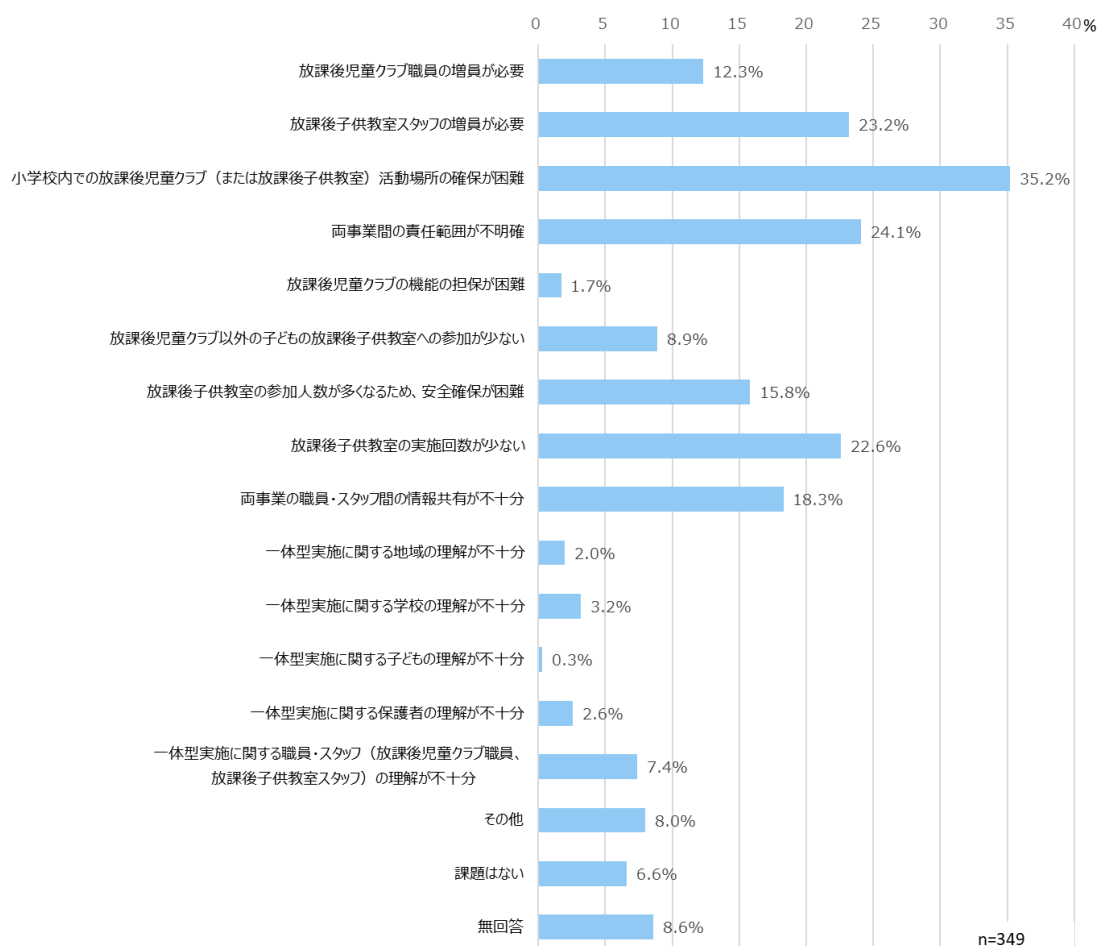
資料：兵庫県淡路市ご提供

参考事例：大阪府吹田市（中核市）

- 一体型として実施する放課後子供教室の活動に地域の協力を得ることで、地域の方々が放課後児童クラブ利用児童を含めたより多くの子どもの放課後の様子を見ることができる。これによって、子どもと地域との間に顔の見える関係性がつくられ、「登下校中の子どもに声を掛ける」「地域内の安全確保に目を配る」等、**地域で子どもを見守る目を増やす**ことができている。

他方、一体型を実施するうえでの課題として、「**小学校内での放課後児童クラブ（または放課後子供教室）活動場所の確保が困難**」「**両事業間の責任範囲が不明確**」「**放課後子供教室スタッフの増員が必要**」等を挙げる割合が高くなっています。これらは、一体型実施を検討するうえで、全ての自治体が課題と感じている事項ではないかと推察します。

図表 14 一体型実施の課題（MA）



資料：みずほ情報総研(株)（現みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)）「放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究 報告書」（2021年3月）

実際に、一体型の実施については、次のような意見が聞かれています。

一体型の課題 ～アンケート調査結果より～

【放課後子供教室のスタッフが不足】

- ✓ 共働き家庭が増える中で、ボランティアにより運営される放課後子供教室の担い手確保も難しくなっている。
- ✓ 運営メンバーは高齢の方やP T Aのメンバーが多いため、後継者不足により、年々教室数が減少している。
- ✓ 放課後子供教室は担い手が不足し、実施日数及び登録児童数が減少傾向にある。

【学校内での放課後児童クラブ実施が困難】

- ✓ 学校教室の空き状況を調査したところ、年間を通じて全く使用しないという余裕教室がほとんどなかった。特に、水道やトイレが近くにあるなど、放課後児童クラブの基準に合致する教室は学校にとっても使いやすい教室であり、なんらかの用途で使用されている場合がほとんど。ハード面の要件を満たせず、学校の敷地内、教室での実施が難しい。
- ✓ 放課後児童クラブは指導員及び教室の不足から、特に高学年の待機児童解消や居場所の整備が課題となっている。

【運営・管理方法のすり合わせ、役割分担が不十分】

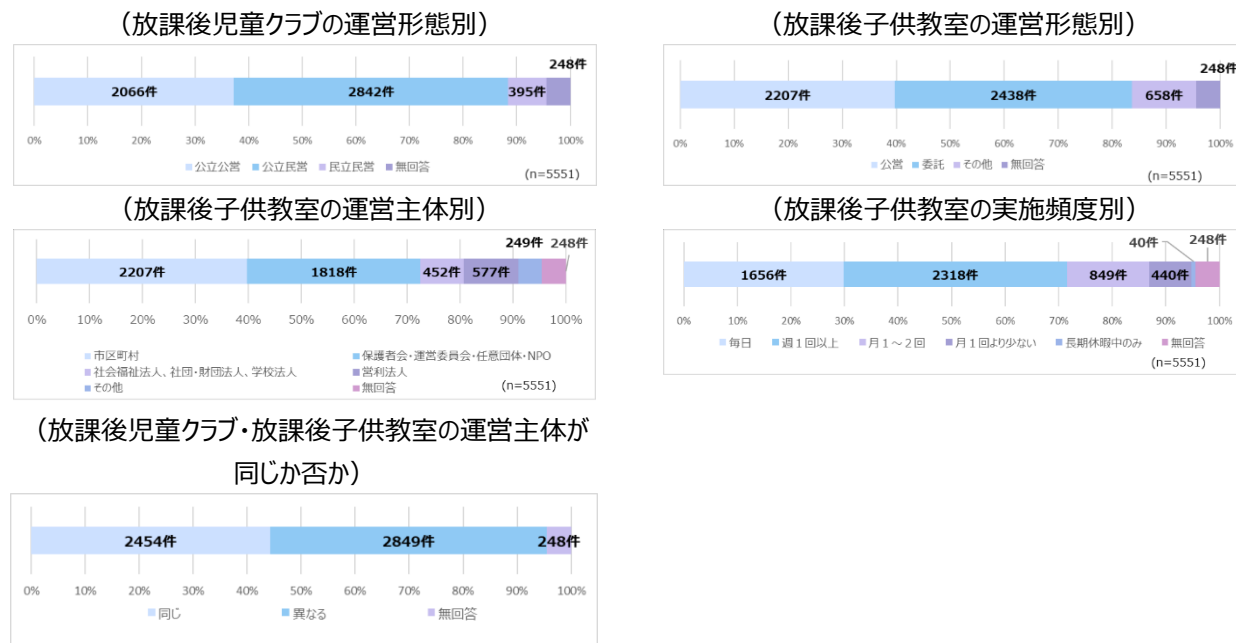
- ✓ 両事業の役割分担（安全管理・見守り）に関して、明確な規定は設けていない。それぞれの危機管理マニュアルは事業者で作成して運用しており、運営事業者が違えば、共有・連携している。ただし、お互いの危機管理マニュアルをすり合わせしているかどうかの確認はしておらず、今後の課題である。
- ✓ 放課後子供教室と放課後児童クラブは同一敷地内で活動するため、校庭の使用時間やエリアを分けるなど工夫をしている学校もあるが、明確には区分できていない。
- ✓ 現状はほぼボランティアである放課後子供教室側で活動企画・準備（地域や学校との調整を含む）や当日の活動実施、事後報告等を行っており、負担が大きい。他方、放課後児童クラブでは放課後子供教室の活動実施中、放課後児童クラブの利用児童が減ることとなり、放課後児童支援員等の負担が軽減している可能性があるため、若干不公平感が生じている。
- ✓ 両事業間の役割が不明確であることが課題として挙げられる。運営のリーダーシップが放課後児童クラブにあるのか放課後子供教室にあるのか決まっていないので、活動を主導する職員が不在状態となり、子どもたちがまともになくなってしまふことがある。

資料：みずほ情報総研(株)（現みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)）「放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究 報告書」（2021年3月）

《参考情報① ～各自治体の「一体型」：運営形態等～》

現状実施されている一体型の運営体制・実施方法は地域により様々です。以下は、一体型として実施する放課後児童クラブ・放課後子供教室等の運営形態等に関するアンケート調査結果です。

図表 15 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室数



資料：みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

また以下は、両事業の所管部局が同じか否かの別に、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室設置有無をみたものです。所管部局が異なる場合にも、半数以上の自治体で一体型が実施されていることがわかります。

図表 16 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を1か所以上で実施している自治体数（所管部局別）

No.	両事業の所管部局	全体	一体型 実施あり	%
1	同じ	273	184	67.4
2	異なる	506	280	55.3
	無回答	4	2	50.0
	合計	783	466	59.5

※「全体」は本調査に回答した自治体のうち、両事業を実施している自治体数、「一体型実施あり」は一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室が1か所以上ある自治体数

資料：みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

《参考情報② ～各自治体の「一体型」：活動内容～》

一体型実施を進めるうえで「一体型・連携型で実施する放課後児童クラブ・放課後子供教室においてどのような活動が行われているか知りたい」という声があるようです。

文部科学省のホームページでは、地域と学校が連携・協働した活動の事例紹介を行っています。このうち、2015 年以降に「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰」を受けた事例については、各種項目やキーワードで検索し、内容を閲覧することが可能です。そこから、放課後児童クラブと連携して実施する放課後子供教室の活動内容をピックアップしてご紹介します。

- ◇ 平成 23 年度から放課後子ども教室を開設。平成 27 年度からは放課後児童クラブと一体型の施設で、**学習習慣の定着やボランティアによる体験活動**を行っている。（様似町地域学校協働活動：北海道様似町）
- ◇ 月に一度、土曜日に特別教室を開催し、**普通の教室では行うことのできない親子参加型のイベント**を企画している。希望する児童クラブの子供も一緒に参加可能としている。平成 28 年度は、流しそうめん、うどんづくり、すいか割り、山登り、昆虫採集、化石採集、市内の高校の茶道部による茶道教室、折り紙教室、焼き芋大会、理科工作などを行った。（わくわく子ども教室：山梨県富士吉田市）
- ◇ 「大田わんぱく遊び隊」は、平成20年度より大田小学校併設の放課後児童クラブ「大田わんぱく児童クラブ」登録児童と登録していない1年生から6年生までの希望者を対象に活動している。（中略）**体を動かす遊び」「体験活動**を基本として活動を計画している。また、多くの大人と関わってほしいという思いから、地域講師を招いた活動に力を入れている。（大田わんぱく遊び隊：島根県大田市）
 - ・総合型地域スポーツクラブの外部指導者を講師として・・・野球、サッカー、スポーツ鬼ごっこ
 - ・教育委員会が委嘱している社会教育指導員を講師として・・・外国文化の体験「カナダの遊び」
 - ・中学生・高校生ボランティアスタッフが企画した遊びとして・・・ドッジボール、軽スポーツ、絵本の読み聞かせ、コマ回し
- ◇ **文化・芸術的活動や創作活動**を主に展開し、子供の体験活動の充実を通して個性の伸長が図られている。（中略）児童クラブに子ども広場の全日程を知らせ、相互に行き来できる仕組みを確立している。また、公民館区の2つの小学校にも参加を呼びかけ交流も行われている。（島根県松江市：法吉子ども広場）

資料： https://manabi-mirai.mext.go.jp/search_case/index.html（2022 年 2 月 15 日アクセス）

以下は、自治体へのヒアリングにおいて聞かれた一体型の活動プログラム内容です。

- ◇ 放課後子供教室の活動内容は、**①見守り型、②地域の方に昔あそびやものづくりを教わる体験型、③宿題の指導や計算ドリルなどを行う学習支援型、④学校に通いながら寝食をともにして学ぶ通学合宿型**、である。一体型の放課後子供教室では、先述した実施内容のうち②体験型の活動を行っていることが多い。
- ◇ **学習支援**以外にも、一体型で運営している法人ごとに、**様々な活動（日本の昔遊び、創作活動（手芸等））**を行っている。各運営法人がいろいろ試行錯誤して、その日の学習プラス「何か」を考えており、それぞれの色が出ている感じである。営利法人で教育関係に強いことを活かして、**実験等のイベント**を実施しているところもある。
- ◇ **太鼓体験や七夕飾りづくり、大正琴等の文化伝承活動**をはじめ、**キンボールやディスゲッター、ボッチャ等のユーススポーツ**を行う等、多様な体験活動を実施している。

資料：みずほ情報総研(株)（現みずほリサーチ＆テクノロジーズ(株)）「放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究 報告書」（2021 年 3 月）

(4) 一体型の実施に向けて

一体型を実施するうえでの検討ポイントとポイント別の課題

以上を理解したうえで、各自治体が両事業の一体的な又は連携した実施を推進するうえでポイントとなることを、「量の確保」と「質の向上」の2つの観点から以下のように整理しました。

(1) 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施

- a 人材を確保する
- b 学校施設を活用する

(2) 多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供

- a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする
- b 両事業の連携を通じて、育成支援・活動の質の向上を図る

現状、これらが全ての自治体でスムーズに進んでいるわけではありません。一体型の実施に向けては、様々な課題があります。既存の調査等をもとに、一体型を実施するうえでの課題を以下のように整理しました。

図表 17 一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイントとポイント別の課題

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難 (p.23)
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい (p.28)
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない (p.34)
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない (p.37)
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない (p.40)
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない (p.42)
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要 (p.45)
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要 (p.49)
		学校や地域も含めた情報共有が必要 (p.52)

※「課題」の括弧内ページ番号は、本ガイドブックの該当ページ番号

次ページからの「２．全ての子どもが安全・安心に過ごすことのできる放課後の環境整備」では、上に示すポイント別の課題に焦点を当て、それらに対応するためにどのような工夫が考えられるのか、各自治体の取組事例も紹介しながら解説します。一体型を実施するうえでは、必ずしも新たな取組を始めなければならないという訳ではありません。今既に各自治体で行っている会議の参加者や議題、研修の内容や方法、関係者間での情報共有に少しの工夫・配慮を加えることで、一体型実施に取り組みやすい環境を整備することが可能かもしれません。本ガイドブックがその一助となれば幸いです。

2. 全ての子どもが安全・安心に過ごすことのできる放課後の環境整備

これまでに述べた内容を踏まえ、一体型実施を推進するうえでの検討ポイント別に、よく聞かれる課題を挙げてみます。そして、各課題に対応するうえでのヒントについて、各自治体の取組事例を中心に、ご紹介していきます。

(1) 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施

a 人材を確保する

課題 育成支援・活動に従事する人材の確保が困難

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

両事業に従事する人材の確保は、多くの自治体において課題とされています。さらに一体型実施となると、両事業が同時並行で実施されている時間帯の職員・スタッフの配置に悩む自治体も多いと思われます。

地域で「子どもに関わりたい」「子どもに関わる仕事を続けていきたい」人材を増やすことは、両事業の円滑な実施だけでなく、地域の未来を担う子どもの健全育成においても大切なことです。両事業の人材確保については、放課後子供教室のスタッフが一定期間の活動を経て放課後児童クラブの職員になる、放課後児童クラブの従事者が退職後に放課後子供教室スタッフとして活躍するなど、各地で様々な工夫が行われています。また、人材バンクの開設、マッチングセンターの設置等の取組や、都道府県による当該業務の魅力発信（冊子の作成）等もあるようです。

両事業の人材確保に向けて、各自治体で実践されている取組の一部をご紹介します。

【課題「育成支援・活動に従事する人材の確保が困難」への対応のヒント】

☆ 放課後児童クラブの職員を確保する

参考事例：青森県鶴田町（町村）

放課後子ども教室スタッフの経験を経て、放課後児童支援員として勤務するキャリアパスを想定

- 放課後子ども教室（同町の表記を適用、以下同じ）指導員の勤務時間は、週 15 時間程度と短いため、地域の女性を中心に多くの方が登録くださっており、交代制で活動に従事している。他方、放課後児童支援員等の勤務時間は週 28 時間である。常時 2 名が配置されるようにシフトを組んでいる。

	放課後児童 クラブ	放課後子供 教室
運営 形態	公立公営	公営
所管 部局	教育委員会	

- 町としては、放課後子ども教室のスタッフとして 2 年程度の経験を積んだ後に放課後児童支援員となるキャリアパスも視野に入れたうえで、放課後子ども教室スタッフの募集を行っている。

《参考情報》

放課後児童支援員の基礎資格の中に「高校卒業者等であり、かつ 2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したものであって、市町村長が適当と認めたもの」という規定があります（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 10 条第 3 項第 9 条）。ここでいう「放課後児童健全育成事業に類似する事業」については、厚生労働省の通知で以下のように示されています（平成 26 年 5 月 30 日付け 雇児発 0530 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）。

つまり、放課後子供教室のスタッフとしての経験を活かして、放課後児童クラブで放課後児童支援員等として育成支援に携わることが可能です。

同項第 9 号については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条第 2 項各号では定められていないが、放課後児童健全育成事業が児童と継続的に関わる事業であることに鑑み、資格要件の一つとして設けたものである。この「放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、放課後子供教室に継続的に従事していた者など、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者をいうものである。

資料：厚生労働省公表資料

求人ポスターを掲示してPR

- | | | |
|----------|---------------|-------------|
| | 放課後児童
クラブ | 放課後子供
教室 |
| 運営
形態 | 公立公営、
民立民営 | 公営 |
| 所管
部局 | こども支援部 | |

<http://www.city.iruma.saitama.jp/kurashi/kosodate/1007335/syonen/houkagokodomo/100160>

そのほか、アンケート²への回答の中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ガイド-25

◇ 放課後子供教室の活動協力者を確保する

参考事例：山口県萩市（一般市）

地域を愛する住民の思いを、放課後子ども教室の活動活性化につなげる体制の確立

- 萩市、阿武町全域と山口市阿東地域をエリアとする萩ジオパークは、2018年に日本ジオパークに認定された。その中心となる地域に萩市立越ヶ浜小学校がある。同小学校の放課後子ども教室は、萩ジオパークの豊富な自然を活用した「笠山自然観察」「魚釣り」等の様々な活動を実施している。日本ジオパークに認定された際に、市のジオパーク推進課の担当職員が講師となって放課後子ども教室のイベントに協力した。その後、この活動が地域の活動グループ「笠山ジオの会」に引き継がれた。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営	公営
所管部局	福祉部	教育委員会

- 放課後子ども教室の運営委員会には 17 名が参画している。構成員は、学校運営協議会の会長・副会長、校長、教頭、PTA会長、民生委員、放課後児童支援員、漁協役員と様々である。また、構成員以外の地域の方も活動に対して非常に協力的である。
- 越ヶ浜は、北前船の寄港地であったことから港町として栄えた地域で、漁業が盛んである。また、椿の群生林や天然記念物の汽水湖「明神池」など、観光資源が豊富だ。地域の方たちは、地域の魅力・特色を次の世代にも理解してもらい、引き継いでいきたいという強い思いを持っている。地域の特産物（水産物）を生活の糧としていることから、地域に対する意識・愛着もひととき高いものと考ええる。漁業集落は、もともと家が密集しており、隣近所等の人同士の結びつきが強いことも、地域住民が子どもたちの活動に協力的である一因かもしれない。



資料：山口県萩市ご提供

参考事例：兵庫県淡路市（一般市）

放課後子供教室に参加した経験のある高校生に協力を依頼

- 放課後子供教室には指導員（市の会計年度任用職員）のほか、7 教室で 40 名程度の有償ボランティアが登録している。指導員と公民館（放課後子供教室実施場所）の職員が相談して、あらかじめ登録されているボランティアの中から活動ごとに内容に合った方を選定し、協力を依頼している。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営	公営
所管部局	教育委員会	

- ボランティアの登録者は、元市職員や元教師のほかは、従来から公民館活動に協力いただいている地域の方がほとんどである。新規ボランティアの確保はなかなか難しく高齢化が進んでいるものの、小学生時代に放課後子供教室に通っていた現役高校生に声掛けし参加してもらうなどして、協力者を募っている。

参考事例：新潟県新潟市（政令指定都市）

PTA や学生ボランティアによる活動協力

- 同市では、PTA を中心とした地域の方々が、ボランティアとして放課後子供教室の活動を支えている。中には自分の子どもが小学校を卒業したあとも、地域住民としてボランティアに参加する方もいる。多くの学校で、学校便り経由でスタッフを募集しているが、近年人員確保が難しくなったことを受け、学校によっては **PTA 活動の業務の中に放課後子供教室を組み込み、「当番ボランティア」として活動に参加する立場の者を確保する**などの取組を行っている。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営、 民立民営	公営(各校PTAと教育委員会の共催)、 委託
所管部局	こども未来部	教育委員会

- これについて、現場からも特に不満等出ておらず、逆に PTA の活動として正式に位置づけられることで、スムーズに放課後子供教室の活動に参加ができるという声が聞かれている。授業参観とは違い、休み時間に近い子ども様子を見ることができるので、仕事を休んで参加した親からも「参加してよかった」という前向きな評価を得ている。
- また、学生ボランティアの受入れも積極的に行っており、**地元新潟大学の学生が講師やボランティアとして、イベント等に参加又は企画している**。教員志望の学生が子どもとの接し方を学ぶことができるばかりでなく、若い学生との交流の機会とあって、子どもたちにも好評である。新潟大学では、放課後子供教室でのボランティア活動を単位認定するシステムがあるが、単位のためというよりも、子どもたちと関わりたいという主体的な姿勢で活動に関わる学生が非常に多い印象がある。
- 市では、**学生ボランティアと個々の放課後子供教室との調整や、大学側との連絡を密に行っている**。新潟大学を中心に新潟青陵大学、新潟医療福祉大学等と連携している。また市内専門学校の学生もボランティアに参加している。学生ボランティアの希望が大学近くのエリアの小中学校区に限られることは課題に感じている。

b 学校施設を活用する

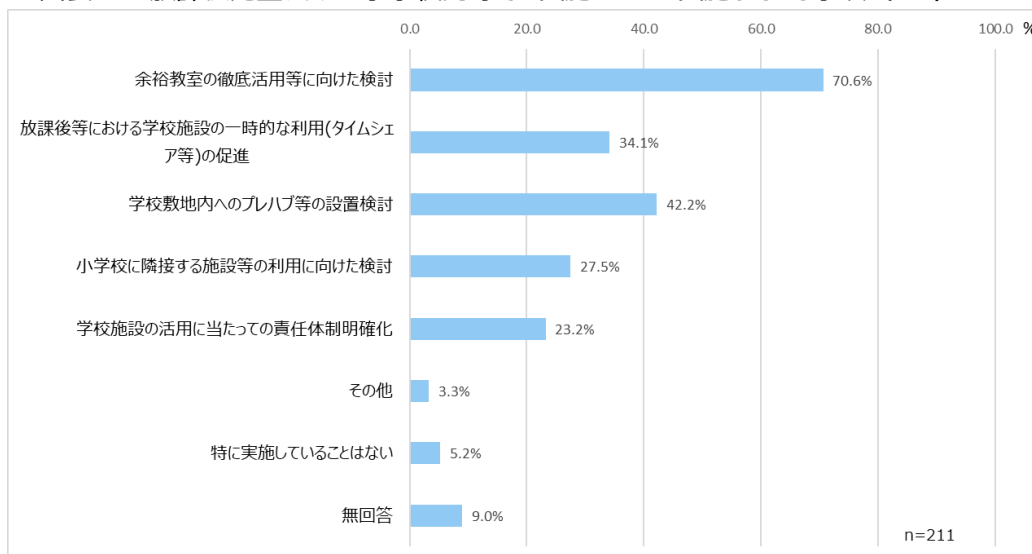
課題① 実施場所の確保が難しい

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

「(2)一体型の実施に関する現状」でみたとおり、多くの自治体が小学校内等での放課後児童クラブ・放課後子供教室実施を検討しています。一方で、実施場所の確保が難しいという声も多く聞かれます。

アンケート調査結果によると、小学校内等での実施を推進するために実施している事項として選択する割合が高かったのは「**余裕教室の徹底活用等に向けた検討**」（70.6%）、「**学校敷地内へのプレハブ等の設置検討**」（42.2%）、「**放課後等における学校施設の一時的な利用（タイムシェア等）の促進**」（34.1%）等でした。

図表 18 放課後児童クラブの小学校内等での実施のために実施している事項（MA）



資料：みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

【課題①「実施場所の確保が難しい」への対応のヒント】

☆ 余裕教室等を徹底活用する

余裕教室等の活用に向けては、放課後児童クラブ等の整備に関する方針・計画を見える化することで、活用の必要性や今後の予定に関する認識共有を図る事例がみられました。

参考事例：神奈川県平塚市（一般市）

余裕教室の活用促進に向けたガイドラインを策定

- 放課後児童クラブの小学校内余裕教室等への移設を進めるべく、教育総務課（教育委員会）で「市立小学校での学童保育に関する余裕教室開放利用のガイドライン」を作成し、[効率的に余裕教室の活用を進めるための指針](#)としている。

	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	健康・子ども部	教育委員会

- 同ガイドラインでは、放課後児童クラブで利用可能な余裕教室の考え方や、開放利用にあたっての詳細な手続き・諸条件について解説しており、[余裕教室を教育活動の目的以外に開放利用することに対しての学校長の判断を助け、学校施設の有効利用を促すもの](#)となっている。

【ガイドラインの目次構成】

1. 趣旨
2. 余裕教室等の定義
3. 学校における教室等の定義と配置
 - (1) 教室等の分類
 - (2) 教室配置に関する注意事項
 - (3) 教室配置の指定
 - (4) 「学童利用可能な余裕教室」の要件
4. 「学童利用可能な余裕教室」の指定にあたって
 - (1) 「学童利用可能な余裕教室」の指定にあたって
 - (2) 「教育目的上必要な教室」の水準
 - (3) 平塚市の子育て環境の充実に向けて
5. 「学童利用可能な余裕教室」の開放利用について
 - (1) 開放利用許可までの流れ
 - (2) 「開放利用許可」後の流れ
 - (3) 開放利用開始後
 - (4) 開放利用中止の場合
6. 開放利用に際して諸条件

資料：神奈川県平塚市ご提供

- なお、小学校内に放課後児童クラブを設置する際には、利用に関する確認事項やルールを市（青少年課、教育総務課）、学校（校長、教頭）、放課後児童クラブの間で協議し、書面に記した上で余裕教室を使用させてもらっている。利用に関する取り決めの有効期間は年度内としているため、[更新のタイミングで書面を基に合意内容を見直し](#)、追加事項等が必要な場合には市（青少年課、教育総務課）と小学校、放課後児童クラブの話し合いを行い、方針を決定することとなる。

参考事例：岩手県奥州市（一般市）

個別施設ごとの管理運営計画を策定

- 公共施設等の老朽化問題に対応し、財政負担の軽減・平準化や公共施設等マネジメント（保有する公共施設等を有効活用しつつ、施設保有量の見直しや計画的な保全による施設の長寿命化を図るための取り組み）を推進していくため、**放課後児童クラブに係る個別施設ごとの具体的な対応策を示す個別施設計画を策定**している。これにより、経年劣化による施設不具合・学校の再編（統廃合）等がある放課後児童クラブについては、計画的に学校への移転を検討している。
- 20～30 年など長いスパンで全てのクラブの学校への移設を計画しており、施設の耐用年数等を勘案して、何年までに施設の使用を終了するのか計画を立てている。学校の建設計画など状況を見つつ、その都度計画の見直しを行っていく予定である。

	放課後児童 クラブ	放課後子供 教室
運営 形態	公立民営	委託
所管 部局	健康こども部	協働まちづくり部

【個別施設計画の目次構成】

1. 基本事項
2. 施設の現状及び将来の見通し
3. 供給量の適正化に関する事項
4. 既存施設等の有効活用（更新・維持）に関する事項
5. 効率的な管理・運営に関する事項
6. 公共施設等のマネジメントによる効果

資料：岩手県奥州市ご提供

そのほか、アンケートへの回答の中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ◇ 運営委員会等において、年度ごとに余裕教室の活用状況等に関する協議を行い、使用計画を検討する。
- ◇ 学校関係者へのその必要性、意義等について理解を求めるとともに、余裕教室の実数と利用可能数の調査を行う。その後、活用に向け運営委員会等において協議検討を行う。
- ◇ 放課後児童クラブや放課後子供教室に使用できる余裕教室の活用状況等について、教育委員会と福祉部局とが定期的に協議を行う。
- ◇ 各学期や年度始め等、学校生活の区切りとなる時期を目安に使用できる余裕教室の活用について実施校と協議を行い、使用可能教室の情報を共有する。

なお、国庫補助を受けて整備された学校施設を転用等する場合には、財産処分手続が必要となりますが、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」において、大幅に簡素化・弾力化が図られています。

「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」（令和2年 12 月9日付け 2文科施第 281 号 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu/03082701.htm

小学校内での放課後児童クラブ・放課後子供教室事業の実施については、学校の新增築、改築や大規模な改修の機会を捉えて新設／移設等を計画する自治体も多いようです。以下は、小学校の統廃合を機に小学校内での一体型実施とした事例です。

参考事例：青森県鶴田町（町村）

小学校の統廃合を機に、小学校内に放課後児童クラブ・放課後子供教室の専用スペースを設置

- 令和2年4月より、6つの小学校を統合して全町1学区制とした。6つの小学校があった当時は8か所（各学校に1か所、公民館に1か所、町の施設に1か所）のサンシャインスクール（一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室）を設置していたが、それらを小学校の統合に伴って鶴田小学校の敷地内併設の1か所に集約した（8か所/支援の単位8のサンシャインスクールが1か所/支援の単位8になった）。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営	公営
所管部局	教育委員会	

- 小学校統合後のサンシャインスクールの配置について、検討委員会を設置し検討を重ねてきた。選択肢として地域ごとの設置を維持する「分散型」と統合小学校（1か所）への「集約型」があったが、以下の理由から「集約型」が適切であるという結論に至った。

- 「集約型」は、学校の教育活動を終了した児童が、各自のタイミングでサンシャインスクールに移動できるので、安全管理体制を確保できる。
- 震災等の緊急事態への対応を考えたとき、「集約型」は学校本体と連携しているため、緊急避難、集団下校など様々な対応が可能。また、大規模地震を想定したとき、児童を耐震性に優れた新設校舎に留めておけることなど、安全確保の点から「集約型」が望ましいと考える。

- なお、学校施設内で事業を実施しているが、サンシャインスクール専用施設のため建物管理、責任関係を学校と分離している。建物設置要綱上、（学校ではなく）社会教育施設となっている。

- 児童は学校終了後、一度学校の昇降口を出て、少し歩いてサンシャインスクールの昇降口に入る。両者はちょうど良い距離間にある。同じ敷地内だが、建物も世界も切り変わるようになっている。



資料：広報つた No.679
(2017年（平成29年）5月号)

◇ 学校施設の一時的な利用を検討する

学校施設の一時的な利用（タイムシェア）等に向けては、教育活動の状況を踏まえた調整が必要となります。放課後児童クラブ・放課後子供教室の所管部局担当者や運営者が学校ごとに協議・交渉を行うといった声が多く聞かれます。

参考事例：東京都目黒区（特別区）

放課後の時間帯のみ特別教室を借用して放課後児童クラブを実施

- 余裕教室の確保が難しい状況があったため、令和２年度より放課後の時間帯のみ特別教室を活用するタイムシェア型の放課後児童クラブを開設した。
- 特別教室１室をタイムシェアで利用し、事務室兼静養室は別途専用区画を確保している。また、ランドセル置き場は可動式のロッカーを用意した。
- 開設に当たっては、所管部局内で整備の候補となる小学校を検討したのち、当該小学校の校長、副校長との調整を進めた。また、教育委員会に対して、教育財産目的外使用申請等の事務手続きを並行して実施した。電話回線は新規で設置した（区が費用負担）。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	子育て支援部	

参考事例：東京都三鷹市（一般市）

普通教室を利用して放課後子供教室を実施

- 普通教室を授業終了後に場面転換し、誰でも参加できる放課後子供教室事業として利用している。
- 学校授業終了後、当該教室の在籍児童は、教室内にある全ての私物をロッカーに片付けてから帰宅する。その後、放課後子供教室開始前に、担当スタッフがロッカーや壁面にシートを貼るなどの準備を行う。
- これは、余裕教室の確保が難しい状況下での活動場所確保のため、令和３年度より１校で試験的に開始した取組である。今後は、個人情報保護対策をより強化するため、ロッカーにシャッター式の扉を設置し、鍵をかけられるようにするなどの対応を検討している。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	子ども政策部	

参考事例：東京都練馬区（特別区）

両事業の職員・スタッフと小学校との間で話し合いの時間を持ち、時間割を確認しながら活用できる教室を確認

- 専用区画以外の学校施設活用について、大まかな合意事項は協定書（詳細は p.35 の練馬区参考事例を参照）内に記載している。ただし、放課後の時間の始まりは学年ごと／日ごとに異なり、両事業で利用できる場所や利用できる時間も、学期ごと／日ごとに様々である。たとえば、低学年の子どもは早く授業が終わるため、他学年が授業を行っている時間に両事業の活動場所を用意する必要がある。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営、 公立民営、 民立民営	委託
所管部局	教育委員会	

- そのため、教室の使用に関しては、現場の責任者が各学校と話し合い、年度ごとの教育活動カリキュラムに基づいた綿密な調整を行う。学校側において、ねりこクラブの活動で利用しお教室（家庭科室等）を使用する授業をできるだけ午後に入れないといった配慮をもらうケースもある。
- 調整にあたっては、各学校から年度ごと・学期ごとのクラス数、利用できる教室の有無、時間割等を聴取したうえで、利用できる教室を確保するため個別の調整を学校側に依頼することとなるため、学校との関係づくりが大変重要である。

そのほか、アンケートやヒアリング³の中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ◇ 原則として、放課後児童クラブは学校内の余裕教室等を専用室として借用するが、放課後子供教室については、図工室や体育館等を放課後のみ借用する方法も取っている。特に、児童数が増加している学校では、余裕教室自体が減っているため、このような対応をするケースが増えている。
- ◇ 放課後児童クラブについては、申込状況や学校施設の状況を踏まえ、学校施設をタイムシェアなどで積極的に活用する。放課後子供教室については、体育館や場合によっては家庭科室等を活用場所としていく。

³ みずほリサーチ＆テクノロジーズ(株)が「放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究」及び「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究」において実施したヒアリング。以下、全て同じ。

課題② 学校施設の利用について、学校の理解を得られない

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

小学校内での両事業実施においては、施設設備の利用に関する学校側の不安感が払拭されるように努める必要があります。そのポイントとなるのが「**両事業関係者⇔学校関係者間の丁寧な対話**」と、「**小学校の施設・設備を利用する地域団体等との調整**」です。各地域では、両事業の所管課担当者として教育委員会とのネットワークがある人材や小学校の元校長・教師、学校施設の整備等に関わった人材等を配置することにより、小学校との情報共有や調整の円滑化を図る事例があるようです。

以下では、小学校との共通理解をつくるうえで参考になる事例をご紹介します。

【課題②「学校施設の利用について、学校の理解を得られない」への対応のヒント】

◇ 管理運営における責任体制を明確化する

放課後児童クラブ及び放課後子供教室は、学校施設を活用する場合であっても、学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる必要があります。施設設備の利用に関してしっかり学校側に説明するとともに、トラブルが生じた場合の責任体制を明確化することが大切です。

参考事例：東京都練馬区（特別区）

放課後の活動で使用する範囲を明確に示すことで、施設利用に関する小学校の理解を促進

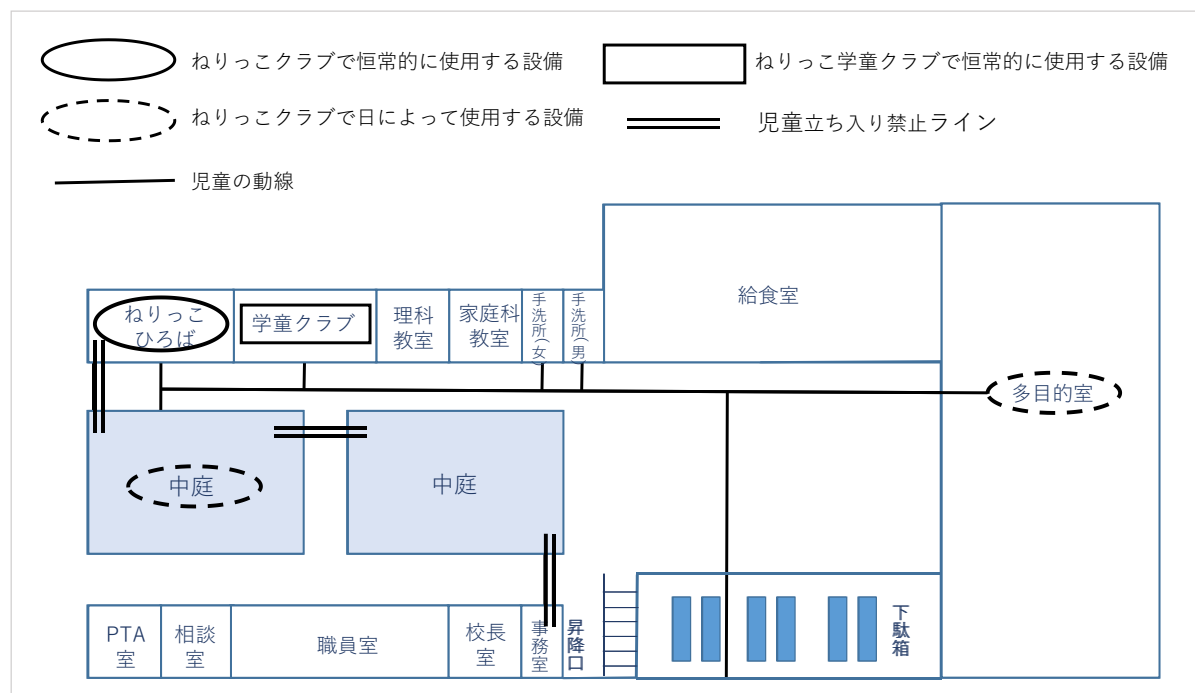
- 学校施設の活用にあたっての責任体制明確化に努めている。「ねりっこクラブ」（一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室）をスタートした平成 28 年以降、「ねりっこクラブ」を開始するごとに、**教育委員会の教育長と各小学校長との間で、学校施設の使用に関する協定**を結んでいる。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営、公立民営、民立民営	委託
所管部局	教育委員会	

- 協定書では、基本的合意事項として、「教育委員会は、小学校の学校教育に支障が生じないよう配慮の上、事業を実施するものとする／小学校は、学校教育に支障がない限り、教育委員会が実施する事業に協力するものとする」としたうえで、学校施設・設備の使用と使用時間、管理責任、緊急時の対応、学校教育に支障が生じる場合の対応を明記しルール化している。
- 放課後子供教室だけでなく、放課後児童クラブも余裕教室を活用して実施している。活動時間帯の責任範囲を明確化しておかなければ、学校の理解や協力は得られない。協定書には、放課後に使用するスペースだけでなく、**放課後児童クラブ実施中の子どもの移動ルートや行動範囲**も明記し説明している（下図参照）。職員が責任を持って子どもを見守っており、合意事項が守られていることを協定書と合わせて実感してもらうことで、最終的に学校の理解が得られる。

図表 19 ねりっこクラブの実施に関する協定書（イメージ）

（放課後児童クラブ実施中の子どもの移動ルートや行動範囲の確認に関する部分）



資料：東京都練馬区ご提供資料をもとにみずほリサーチ&テクノロジーズ(株)が作成（※図面は架空のもの）

そのほか、アンケートやヒアリングの中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ◇ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の活動に伴う小学校の施設や設備の利用における責任は、原則として所管課が負うこととなるが、施設や設備品等の破損等については、教育委員会と都度協議している。

《参考情報》

放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取り決めについては、令和元年7月に文部科学省・厚生労働省から通知が発出されています。同通知と同時に、関係部局間での協定のひな型が公表されていますので、参考にしてください。

「放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決めについて(通知)」(令和元年7月4日付け 元教地推第12号・子子発0704第1号 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長・厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000527363.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000527364.docx>

◇ 学校施設を活用する他事業等との調整を円滑に行う

学校施設を活用する事業・活動は、放課後児童クラブ・放課後子供教室のほかにも様々あります。これら他事業等との調整は、小学校を介して行うという声が複数聞かれました。しかし、小学校の側での調整に負担や困難が生じないよう配慮や工夫を行うことは、小学校との関係構築においても重要です。他事業等との調整を円滑に進めることで、地域の様々な組織・団体が、学校施設を活用しながら多様な活動を展開することが可能となります。

以下、学校施設を活用する他事業等との調整を行うための各自治体の工夫を、アンケート&ヒアリングからピックアップしました。

参考事例：広島県三原市（一般市）

放課後子ども教室（同市の表記を適用、以下同じ）が利用する学校施設については、学校の教育活動や他の社会教育活動との調整の必要性を踏まえ、年間を通して利用可能な教室の状況について確認を行い、その状況に応じて放課後児童クラブや放課後子ども教室の活動内容を検討する。また、放課後児童クラブが校庭等を使用する際は、使用時間を限って、随時学校と交渉するようにしている。

《参考情報》

スポーツ庁の「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月）では、学校体育施設を地域スポーツの場として有効活用していくためのポイントや工夫が紹介されています。この手引きは、小学校が放課後児童クラブ・放課後子供教室以外を含めた地域の活動のために学校施設を開放していくうえでのガイド・情報提供を目的としたものです。放課後児童クラブ・放課後子供教室において、小学校施設を活用する他事業等との調整を図るうえでは、こちらの内容も参考にもなると思います。

スポーツ庁「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200331-spt_stiiki-1385575_00002_2.pdf

(2) 多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供

a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする

課題① 関係者間で互いの活動について共有がなされていない

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

両事業の連携を進めるうえで肝要なのが、所管部局間の情報共有・連携です。両事業の所管部局が互いの事業の状況を共有することが、子どもの豊かな放課後をつくることにつながります。

また、両事業が互いに行き来できる場所で実施されている場合にも、運営主体が異なる／事業実施場所が異なるなどの理由により、両事業の運営状況に関する情報共有がなされておらず、結果として放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できていない可能性が考えられます。

放課後児童クラブ利用児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動に参加できる環境を整えるために、まずは**両事業の関係者（所管部局の担当者、運営主体の職員・スタッフ）が互いの情報を共有する場を持つ**ことが必要です。

【課題①「関係者間で互いの活動について共有がなされていない」への対応のヒント】

☆ 両事業関係者が互いの活動に関して共有する機会をもつ

参考事例：山口県萩市（一般市）

所管課間で活動内容案を共有、承認した後に協議会に提案するフローで事業計画を立案

- 一体型実施は、まず市内 1 校で試行的に開始した。放課後児童クラブ登録児童と放課後子ども教室登録児童の双方が参加できるイベントを企画し、実施したのが最初である。放課後児童クラブでは、なかなかイベント等を実施できていない実態がある一方、放課後子ども教室では様々な体験が提供されていることから、放課後子ども教室に放課後児童クラブの子どもが参加しても良いか、という相談の下、ボトムアップ的に一体型での実施・連携した実施が始まったものと推察する。また、放課後子ども教室側としても、参加者数を確保するために、放課後児童クラブの子どもに参加してもらいたいという思いがあったかもしれない。
- 活動内容の企画は教育委員会文化生涯学習課（放課後子ども教室所管課）が担う。前年度に年間計画を起案し、福祉部子育て支援課（放課後児童クラブ所管課）にこれを説明、了承を得た後に協議会（活動従事者による会議体）での説明を経て確定するというのが基本的な流れである。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営	公営
所管部局	福祉部	教育委員会

参考事例：千葉県浦安市（一般市）

モデル事業の実施を通じて一体型実施の効果や課題を確認

- 「放課後うらっこクラブ」による一体的運営は、平成 27 年度からのモデル事業を経て、令和元年度から市内全ての小学校を対象に運営を開始した。その際、同一小学校における両事業の運営事業者は同じとなるよう、運営事業者のプロポーザルを実施し、業務委託先を選定した。
- モデル事業は、平成 27 年度は夏季休暇に実施、平成 28 年度から 2 小学校をモデル校として実施した後、その後モデル校の数を少しずつ増やしていった。モデル事業では、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な活動のほか、放課後子供事業における「ランドセル来所」や「お弁当スペースの提供」も実施した。
- モデル事業後のアンケートでは、保護者からは「放課後児童クラブに入っていない子どもと遊べるのは良い」「ランドセル来所をこの先ずっとやってほしい」等のご意見、また、子どもからは、「交流活動に参加して楽しかった」「今後利用していきたい」等の高い評価をいただいた。このモデル事業により得た意見や指摘は、令和元年度からの「放課後うらっこクラブ」の完全実施に大変参考となった。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	健康こども部	

参考事例：新潟県新潟市（政令指定都市）

日常的な行き来と会議への参加を通じて、両事業職員・スタッフの交流を促進

- 子どもの出欠状況を確実に確認するため、**両事業のスタッフが放課後児童クラブ・放課後子供教室を行き来する**ことがたびたびある。スタッフが両事業を行き来し、子どもたちと直接話しながら、出欠状況を把握することは、子どもたちの安全確保の観点からも、スタッフが安心できるという観点からも、重要である。放課後子供教室に放課後児童クラブの先生が顔を出した際、子どもが非常に喜ぶという話もあった。
- また同市内の放課後児童クラブスタッフからは、両事業を一体型実施する場合、実態として職員・スタッフに別事業の業務を頼むことになるので、**運営事業者による理解と後押しがあることで、市としても両事業の一体型を推進しやすくなる**との声があった。
- また、放課後児童クラブの職員に「ふれあいスクール運営委員会」への参加を呼びかけている。同運営委員会は、放課後子供教室を実施している各学校で組織するものである。参加者はPTAの代表、学校の代表、運営スタッフの代表、地域団体の代表、地域教育推進課職員等であり、放課後児童クラブの職員には運営委員会への参加義務はないが、依頼するとほぼ出席してくれている。「**ふれあいスクール**」の**活動方針や避難導線等を知る機会にもなる**と好評である。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営、 民立民営	公営(各校PTAと教育委員会の共催)、 委託
所管部局	こども未来部	教育委員会

そのほか、アンケートへの回答の中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ◇ （自治体所管課の）各担当職員が互いの放課後活動を合同で視察したり、より緊密な連携を図るための意見交換を実施したりする。
- ◇ 放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーター及びスタッフが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、定期的な打合せの場を設ける
- ◇ 共通プログラムの内容、実施日等を検討するため、学校ごとに学校関係者も含めた協議会を開催し連携を図る。

課題② 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加する際の運営側の体制が決められていない

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加するとなると、「両事業の参加に関する情報入手」「両事業の行き来における安全確保」「両事業実施時間中の配置」等の様々な対応が必要となります。

具体的な対応方法は運営主体の裁量に委ねつつも、一定の方針を自治体として定めておくことで、一体型実施により目指す効果が高まります。

【課題②「放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加する際の運営側の体制が決められていない」への対応のヒント】

◇ 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加する際の体制を決める

参考事例：新潟県新潟市（政令指定都市）

それぞれの場での活動における保険適用範囲を整理

- 学校での活動には学校管理下の保険、放課後子供教室での活動には放課後子供教室が加入する保険、放課後児童クラブでの活動には放課後児童クラブが加入する保険が適用されることとなる。同市の放課後子供教室は（登録制ではなく）自由参加であるため、実施校の子どもは全員、団体総合補償制度費用保険に加入している。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営、 民立民営	公営（各校PTAと教育委員会の共催）、 委託
所管部局	こども未来部	教育委員会

- 学校⇔放課後子供教室⇔放課後児童クラブ⇔自宅での活動参加時間ごとの保険適用範囲を所管部局内で整理しており、責任体制を明確化した上で一体型を実施している。

そのほか、アンケートやヒアリング⁴の中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ◇ （福祉部局と教育委員会との間で）事故に対する対応や予算措置・執行における事前協議をし、責任の所在を明確化する。
- ◇ 放課後児童クラブを利用する児童が放課後子供教室を利用する場合の連絡体制等について、双方の運営者が連携を図る。
- ◇ 共通プログラムを実施する際には、子どもが安全に移動出来るよう、支援員又はボランティア等が同行する。
- ◇ 放課後児童クラブと放課後子供教室の役割分担は実施主体の判断に委ねている。

⁴ みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」及びみずほ情報総研(株)（現みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)）「放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究 報告書」から引用。以下すべて同じ。

課題③ 放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加する環境を整えておいたとしても、それを利用者（保護者、子ども）が認知していなければ、望む効果は得られません。実際に、「放課後児童クラブ利用児童のほとんどが放課後子供教室活動に参加しない」という声も聞かれます。

環境整備と同時並行で、**利用者への周知に向けた工夫**が求められます。

【課題③「放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない」への対応のヒント】

◇ 利用者（保護者、子ども）に対して、事業内容を周知する

参考事例：山口県萩市（一般市）

放課後児童クラブ利用児童へのおたよりの配布を通じて放課後子ども教室の活動内容を周知

- 活動の周知に向けては、教育委員会文化・生涯学習課（放課後子ども教室所管課）が作成した案内文を放課後児童クラブに配布し、児童の参加申込を受け付ける。

	放課後児童 クラブ	放課後子供 教室
運営 形態	公立公営	公営
所管 部局	福祉部	教育委員会

越ヶ浜小学校放課後子ども教室

令和3年度 募集案内

萩市では、子どもたちが、地域の中で心豊かに健やかに育まれるような環境づくりを推進するため、放課後や週末、長期休業中の子どもたちの安全・安心な居場所として、学校施設をはじめ公民館、図書館等の社会教育施設を活用し「放課後子ども教室」を開催しています。この教室では、地域の方々のご協力を得ながら、学習、体験活動、文化活動など、地域の特色を生かした様々な活動を、放課後児童クラブと連携して実施しています。

【活動予定日】下記のとおり
※ただし、雨天のため開催に支障がある場合は、お休みします。
【対象者】小学生（1～6年生）
【指導者】放課後子ども教室運営委員・地域のボランティアのみなさん
【活動内容】

1 『登山の秘密を探ろう！』	5月15日（土） 10:00～11:30	活動場所：笠山山頂（雨天中止）
2・4（セット） 『サツマイモの苗植えと収穫をしよう！』	② 6月 5日（土） 9:30～10:45 ④ 10月29日（土） 9:30～11:30	活動場所：石野智子さんの畑
3 『ふるさとで海で 魚釣りに挑戦しよう！』	9月25日（土） 9:00～11:30	活動場所：越ヶ浜漁協前（雨天中止）
5 『グラウンドゴルフをしよう！』	11月6日（土） 9:30～11:30	活動場所：越ヶ浜小学校グラウンド（雨天/体育館）
6 『しめ縄の作りと もちつきをしよう！』	12月18日（土） 9:30～12:00	活動場所：マリーナ新いさほ交流センター
7 『高をつくって跳げよう！』	1月15日（土） 9:30～12:00	活動場所：越ヶ浜小学校体育館・グラウンド

【参加費】各教室別に、その年度実費100円を徴収いたします。
【お申し込み】子ども教室の行き帰りの安全確保については、各保護者の責任をお願いいたします。
①保護（行き帰りと活動中）については、ご希望があれば申込書にてお申し込みください。
②子ども教室の欠席については、必ず事務局に事前連絡をお願いします。
③通病や、持病等の健康上の事情がある場合は、必ず事務局に連絡をお願いします。
【申し込み】参加申込書に必要事項を記入の上、4月20日（火）までに越ヶ浜小学校教頭先生へご提出下さい。※年度途中の参加希望がありましたら、下記にご連絡ください。
【問い合わせ】事務局 萩市教育委員会 文化・生涯学習課・井町 電話 0838-26-5636

越ヶ浜小学校放課後子ども教室
「笠山の秘密を探ろう!」のご案内
令和3年4月28日

新緑がまぶしく、山々の木々に息吹を感じる季節となりました。

いよいよ放課後子ども教室がはじまります。第1回目の放課後子ども教室は、「笠山の秘密を探ろう!」です。わたしたちの住んでいる越ヶ浜には素晴らしい文化や自然があります。今回は、笠山山頂で自然観察をします。地域の皆さんと一緒に越ヶ浜の自然のすばらしさをあじわいましょう。保護者の皆様

○日 時 5月15日（土）10時00分～11時30分
（※雨天の時は中止にします）

○集合・解散場所 笠山山頂「展望台」（現地集合）

○会 場 笠山山頂（展望台3階）

○持ってくるもの 筆記用具、タオル、水筒

○服装 動きやすい服装・帽子・マスク

※参加費 100円をご持参ください。

もお子様の見守りを兼ねて自然に触れられたらどうでしょうか。

●雨天の場合の中止連絡は、文化・生涯学習課から9時頃までに電話で連絡します。電話がなければ実施です。

資料：山口県萩市ご提供

参考事例：神奈川県平塚市（一般市）

地域の情報発信ウェブサイト、放課後子ども教室の活動予定を掲載

- 一部の地区の放課後子ども教室（同市の表記を適用）については、平塚市ホームページ内の「ちいき情報局」において、毎月初めに実施予定を公表している。

	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
運営形態	公立・民営	委託
所管部局	健康・子ども部	教育委員会

The screenshot shows the 'ちいき情報局' (Chiki Information Bureau) website. It features a navigation bar with links like 'ホームページ', 'お問い合わせ', and 'よくある質問'. Below the navigation bar, there's a section titled '放課後子ども教室の活動予定' (After-school children's classroom activity schedule). This section includes a calendar for the month of February 2022, with specific dates and times listed for various activities. For example, on February 1st, there's an activity from 14:00 to 18:00. The website also provides information about how to use the facilities and where to find more details.

※「ちいき情報局」：

コミュニティの活性化や、地域の各種団体の連携強化につながる各種情報提供を行うホームページ

<http://hiratsuka.johokyoyu.net/>

資料：ちいき情報局ウェブサイト（2022/02/03 アクセス）

そのほか、アンケートやヒアリングの中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ◇ 新入学児の保護者向け説明会で事業内容を説明する
- ◇ 年間の活動をパンフレットにし、広く地域住民に配布、周知する。
- ◇ 自治体の広報誌やホームページで事業内容を紹介する
- ◇ SNS での情報提供を進める。
- ◇ お便りとは別に、放課後児童クラブ・放課後子供教室利用者向けアプリにて、情報を発信している。事業の概要や施設の写真、入会の問い合わせに関する FAQ のほか、紙で配るお便りをデータ化し、アプリ上で閲覧できるようにしている。
- ◇ 実施場所取組内容を掲示する。
- ◇ 地域連絡会で運営内容等を説明する。
- ◇ 子育てガイドブック・マップを発行し、放課後児童クラブ・放課後子供教室を含めた子育て支援に関する情報等を包括的にお知らせする。
- ◇ 保護者を交えた懇談会の実施により、利用者等に対する周知を推進する。
- ◇ 開所中はいつでも見学できることとし、利用希望者や地域に対して取組内容を周知する
- ◇ 発表会等の場を設け、利用者や地域住民への活動の周知を図る。
- ◇ 子ども・子育て会議での報告や情報交換等、様々な方法で支援内容を周知する。
- ◇ 子育てコンシェルジュを配置し、子どもや保護者が適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう必要な情報提供や助言を行う。

b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る

課題① 活動企画・実施における協働体制の構築が必要

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

子どもにとって、放課後の時間は唯一無二です。「児童の放課後に係る事業」を担う立場として、**両事業の関係者は日常的に事業計画や運営内容について理解を深め、情報共有や意見交換を行う**ことが望まれます。これにより、地域の子どもの放課後はもっと充実した有意義な時間になることでしょう。

【課題①「活動企画・実施における協働体制の構築が必要」への対応のヒント】

参考事例：青森県鶴田町（町村）

地元大学が提供するスキームを活用した研修の実施

- 同町では、職員の事業理解向上や力量形成を目的として、研修を行っている。これは、弘前大学地域創生本部と鶴田町の共催という形式で実施するものである。同大学では、地域活性化に寄与する研究や教育を通じて、自治体や企業、地域の団体等と連携し、地域課題の解決に取り組んでいる。
- 研修プログラムを策定するため、同大学講師がサンシャインスクール（一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室）を訪れ、児童の様子や児童と職員のやりとり等を視察した。そして、講師が感じた課題と、自治体担当者の課題意識とのすり合わせを行い、プログラム内容を検討した。
- サンシャインスクールで最も必要と思われたのが、「児童にとって放課後とはどういう世界なのかという“放課後観”に係る共通認識の醸成」である。これには、講義形式の研修よりも、実践指導の中で職員自身が課題に気づくところからスタートしたほうが良いと考え、全3回のワークショップ形式のプログラムとした。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営	公営
所管部局	教育委員会	

参考事例：青森県鶴田町（町村）

自治体担当者と職員が本音ベースで話し合える場を丁寧にもつことで、関係者の意識統一を図る

- サンシャインスクール（一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室）の運営に関する検討の場として、運営委員会（鶴田町放課後子どもプラン運営委員会）を設置している。同会議では、事業計画の検討や承認、事業報告を行う。
- | | | |
|------|----------|---------|
| | 放課後児童クラブ | 放課後子供教室 |
| 運営形態 | 公立公営 | 公営 |
| 所管部局 | 教育委員会 | |
- 他方、より現場の実情に寄り添った運営内容の検討という点で機能しているのが、自治体担当者と8つのクラスの管理的立場にある放課後児童支援員（リーダー）が参加する「リーダー会議」である。ここで、自治体担当者がリーダーたちの思いや困りごと・悩み・不満等を聞き取り、運営内容の改善に向けた話し合いを行う。
 - リーダー会議は、月に最低でも1回、多い時には月に2～3回実施している。話し合いを重ねると、町が目指すサンシャインスクールの姿と職員・スタッフの思いとのギャップが明らかになったり、日々の業務の苦労や職員の悩みが聞かれるなど、運営上の課題が浮き彫りになってくる。自治体担当者が、現場の職員・スタッフの不平・不満を含めた正直な思い一つひとつを受け止め、応えていく関わりを継続することによって、信頼関係の構築に努めている。
 - 同時に、自治体担当者の側からも、サンシャインスクールをどうしていきたいのか／児童にとってどのような場となるのが望ましいのかを、会議の場でリーダーたちに説明する。自治体担当者と職員が、本音で話し合える場を丁寧に持つことで、町と職員・スタッフの意識の統一化が図られつつあるように思う。

参考事例：千葉県浦安市（一般市）

放課後うらっこクラブを推進するための組織づくり

- 放課後うらっこクラブを推進するための組織づくりとして、青少年課及び運営事業者の運営責任者、両事業の施設長（主任）及びチーフが参加する事業全体を総括する会議体の「全体会議」を設置している。「全体会議」は、年2回程度実施し、事業の全体的な運営方針や実施要領、連絡事項の周知・確認の場としている。
- | | | |
|------|----------|---------|
| | 放課後児童クラブ | 放課後子供教室 |
| 運営形態 | 公立民営 | 委託 |
| 所管部局 | 健康こども部 | |
- また、全体会議の下部組織として、「運営責任者会議」「放課後児童クラブ主任会議」「放課後子供教室チーフ会議」、そして6つの「専門部会」を設置している。
 - 専門部会は、「放課後児童クラブ主任会議」「放課後子供教室チーフ会議」で挙げた課題や話題をもとに、特定のテーマについて掘り下げて、議論したり、勉強したりする部会である。令和3年度は、研修部会・DX部会・クラブ情報交換部会・お弁当おやつ部会・子供教室情報交換会・子供教室地域連携部会の6つの部会を設置した。
 - 会議体を体系化して運用することにより、関係者間での情報共有、ノウハウの共有が図られるようになった。また、各施設間のコミュニケーションも活発となり、全市で一体感を持って放課後うらっこクラブ事業を運営できるようになった。このことは、職員・スタッフの視野の広がりやスキルの向上につながっているのではないかと感じている。

参考事例：東京都練馬区（特別区）

研修実施を通じて両事業職員・スタッフの相互理解を促進

- 放課後子供教室スタッフ及び放課後児童支援員向けに、独自に研修を企画・実施している。区のコーディネーター（放課後児童クラブ・児童館での業務経験をもつ自治体職員）が、地域と地域それぞれの「ねりっこクラブ」（一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室）の中で目にしたものをテーマとして、研修の題材を検討する。
- 日々の運営において課題の一つと感じているのが、放課後子供教室スタッフ、放課後児童支援員の子どもへの関わり方の違いである。様々な見方があっていいということを理解したうえで、どのような視点を持つと両者で協力して子どもを見守ることができるか考えられるような研修プログラムとしている。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営、公立民営、民立民営	委託
所管部局	教育委員会	

【令和３年度ねりっこクラブ研修予定】

- 放課後における子どもとのかかわり方について・チームねりっこ
- 安全管理・危機対応・コンプライアンス・個人情報保護
- ねりっこクラブ事業の特色や生かし方（運営上の留意点、支援の単位とセカンドスペースの活用等）
- 地域との協働の仕組み（運営協議会の進め方等）
- ねりっこクラブ事例共有・検討

資料：東京都練馬区ご提供

参考事例：東京都八王子市（中核市）

運営委員会の中で、新・放課後子ども総合プランに基づく市の放課後施策を議論

- 放課後子供教室や放課後児童クラブの実施状況、両事業の連携方針について意見をもらうための運営委員会を、年２回程度開催している。構成員は児童クラブ関係者、子供教室の関係者、生涯学習審議会委員、小学校長、PTA 連合会、民生児童委員で 10 名となっている。他にも市の管理職等が入っている。
- 同市の放課後児童健全育成事業は、2021 年 9 月まで子ども家庭部（福祉部局）の所管であったが、2021 年 10 月 18 日の組織改正により、放課後児童クラブ・放課後子供教室ともに放課後児童支援課（教育委員会）の所管となった。所管課が統一される前から運営委員会は実施していたが、議題は両課・両事業の連携方策に終始していた。所管課が統一された現在は、もう一歩進んだ話ができるのではないかと考えている。今後は国の新・放課後子ども総合プランで示された方針を市としてどのように具現化していくかについても、議論を活性化していきたい。そして、委員会で出た意見を市の課題として受け止め、改善に向けて積極的に取り組んでいきたい。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	教育委員会	

参考事例：新潟県新潟市（政令指定都市）

共通プログラムの内容を冊子にまとめ、取組の横展開を促進

- 放課後子供教室は平日の放課後と土曜日の午前中に実施しているが、平日は自由遊びが中心となる一方で、土曜日は2時間以上実施時間があるため、行事を開催することが多い。同市では、両事業の参加児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる「共通プログラム」として、スポーツ大会等の行事や避難訓練等のイベントを実施している。

	放課後児童 クラブ	放課後子供 教室
運営 形態	公立民営、 民立民営	公営(各校PTAと教 育委員会の共催)、 委託
所管 部局	こども未来部	教育委員会

- また、これまでに出的共通プログラムの企画案をまとめて「ふれあいプログラム集」（冊子体）を作成し、アイデアの共有や取組の横展開を図っている。同冊子の内容については、研修会で紹介したり、指導者との連絡調整やプログラム実施に向けての指導・助言を行ったりすることで、実践を促している。

課題② 安全・衛生管理に関する認識の統一が必要

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

両事業それぞれに安全管理・衛生管理に関する対応方針を定めている中、**両事業が交流する場合の安全・衛生管理について、認識の統一を図る**必要があります。また、これらの内容は、**保護者や学校と共有**しておくことも重要です。

【課題②「安全・衛生管理に関する認識の統一が必要」への対応のヒント】

参考事例：大阪府吹田市（中核市）

合同避難訓練の実施

- 安全管理に関する認識統一のため、**小学校と放課後児童クラブ、放課後子供教室の3者で一緒に避難訓練を実施**している。
- 放課後児童クラブ・放課後子供教室のそれぞれにおいて、ケガや事故への対応や災害時の対応、コロナ下での育成支援・活動等に関するマニュアルやルールを作成している。そのため、それぞれのルールを共有したうえで、両事業間で子どもの行き来がある時間帯には、同じ方針・ルールの下で対応がなされるよう、調整を行っている（マスク着用基準、使用可能な遊具・備品、避難経路、救急車の要請判断基準等）

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	教育委員会	

参考事例：千葉県浦安市（一般市）

一体型放課後児童クラブ・放課後子供教室の安全対策マニュアルを作成

- うらっこクラブ（一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室）の安全な運営を図るため、防犯および防災に関する対策をまとめた「放課後うらっこクラブ安全対策マニュアル」を策定し、ホームページ上に掲載している。もともとあった放課後児童クラブの安全・衛生管理マニュアルをもとに作成している、両事業で異なる対応が必要となる事項（特に「暴風警報発令時等の対応」等）については、分けた記載としている。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	健康こども部	

【目次構成】

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 日々の備え | 6 火災発生時の対応 |
| 2 来所及び帰宅時の安全確保 | 7 感染症等の発症時の対応 |
| 3 不審者が侵入した時等の対応 | 8 ケガや体調不良への対応 |
| 4 暴風警報発令時等の対応 | 9 食物アレルギー反応への対応 |
| 5 大地震発生時の対応 | |

資料：千葉県浦安市ホームページ



参考事例：東京都八王子市（中核市）

連携推進員が両事業の仲介役となることで、安全管理を強化

- 東京都が実施するモデル事業（都型一体型学童クラブモデル事業）の一環で、令和元年度から八王子市では「**連携推進員**」を設置している。連携推進員は放課後児童クラブの職員で、日々の育成支援に加えて、学校との調整、両事業職員・スタッフ間の調整、プログラムの企画、安全管理や両事業の活動に関するルールの共有等、幅広い業務を担う。特に、ルールの共有に関しては、両事業間でのルールが異なるために、**事故発生時の責任の所在が明確化**できないことが一般的な課題としてよく聞かれる。そのため、**連携推進員が放課後児童クラブと放課後子供教室、さらには小学校も含めた仲介役となることで、円滑に調整を図れるのではと考えた。**
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の共通プログラムの企画時には、両事業の橋渡しとして連携推進員が間に入ることで、参加者数等を把握しやすい。これによって、両事業の児童が参加しやすい環境がつけられることを期待している。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	教育委員会	

【都型一体型学童クラブモデル事業】

- 1 連携推進員を配置（250 日）
 - （1）連携推進員が配置されることで、お互いのルールがより共有でき子どもの安全管理の向上が図られる
 - （2）共同プログラムを学童保育所・放課後子ども教室・学校・PTA・地域が連携して行うことで、多彩な事業が展開できお互いの理解につながる
- 2 連携推進員を設置（100 日）

今後の一体型（250 日）を実施するために、両事業・地域の現状の共有や連携するうえでの課題等を整理するための準備期間として活用し実施している

資料：東京都八王子市ご提供

参考事例：新潟県新潟市（政令指定都市）

両事業の衛生管理方針を基本としつつ、細かな指導方法の違いをすり合わせ

- 国の方針に基づいたコロナ禍での「安全衛生管理マニュアル」を作成し、全ての放課後子供教室実施校に配布している。一方、放課後児童クラブは、それぞれ運営事業者が作成したマニュアルを有している。その中で、**指導方法の細かい部分において両事業間で方針が異なる場合は、学校の方針に統一するルールの下ですり合わせを行うことにより、子どもが混乱しないようにしている。**

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営、 民立民営	公営(各校PTAと教育委員会の共催)、 委託
所管部局	こども未来部	教育委員会

そのほか、アンケートへの回答の中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ◇ 専門的知識等を持つ支援員等の加配や安全管理員の増員などの人員確保に努める
- ◇ 安全管理方策等について意見交換、情報共有を実施する
- ◇ 緊急時対応の内容を周知・共有しておくため、学校にも（放課後児童クラブ・放課後子供教室の安全管理に関する）マニュアルを渡している。

課題③ 学校や地域も含めた情報共有が必要

一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイント		課題
(1)放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施	a 人材を確保する	育成支援・活動に従事する人材の確保が困難
	b 学校施設を活用する	実施場所の確保が難しい
		学校施設の利用について、学校の理解を得られない
(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供	a 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする	関係者間で互いの活動について共有がなされていない
		放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の運営側の体制が決められていない
		放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない
	b 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る	活動企画・実施における協働体制の構築が必要
		安全・衛生管理に関する認識の統一が必要
		学校や地域も含めた情報共有が必要

一体型実施の効果を最大化するためには、**学校及び保護者の理解**が不可欠です。学校や保護者との情報共有に向けた工夫を行っている事例をご紹介します。

【課題②「学校や地域も含めた情報共有が必要」への対応のヒント】

参考事例：大阪府吹田市（中核市）

子どもの健全育成に携わる関係者が参加できる研修会の実施

- 子どもの健全育成に関わる関係者間の理解を促し、同じ認識の下で子どもに関わる体制を構築するため、青少年室が企画する青少年指導者講習会（年に6回計画）に放課後児童クラブ職員、児童センター及び児童会館職員、見守りに協力する地域の方、PTAの方、青少年指導員等が参加できるようにしている。
- 青少年指導者講習会には、活動プログラムに関すること、子どもとの関わり方、発達障害への理解と対応等、幅広いテーマとし、外部の講師を招いて実施している。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	教育委員会	

参考事例：神奈川県平塚市（一般市）

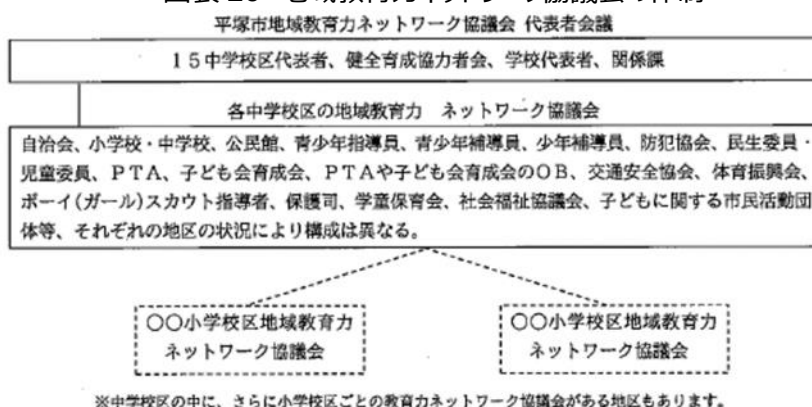
「地区ごとの協議会での話し合い」「コーディネーターによる調整」の体制を構築することで、学校・地域との情報共有を促進

- 平成 9 年に中学校区ごとに設置された「平塚市地域教育力ネットワーク協議会」（社会教育課の所管）主導のもと、当初から地域住民全員で児童を見守る体制がとられている。当協議会は中学校区非行化防止推進団体、および平塚市中学校区青少年健全育成連絡協議会を前身としており、地域社会における子どもたちの様々な交流・体験を可能にする教育環境づくりを目的に、各地区における世代間交流や体験事業等を企画している。

	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
運営形態	公立民営	委託
所管部局	健康・子ども部	教育委員会

- 校区ごとの協議会では地区毎の自主事業計画や全地区共通事業の実施計画等について、また代表者会議では共通事業の運営や自主事業の情報共有、研修会企画等について議論が行われている。

図表 20 地域教育力ネットワーク協議会の体制



資料：神奈川県平塚市ご提供

- また、学校との調整は、それぞれの地域のコーディネーターが行っているが、上述の地域教育力ネットワーク協議会には小学校長が所属していること、放課後子ども教室の運営母体にも学校関係者が参画していること等により、比較的スムーズに情報共有や調整を行えている。

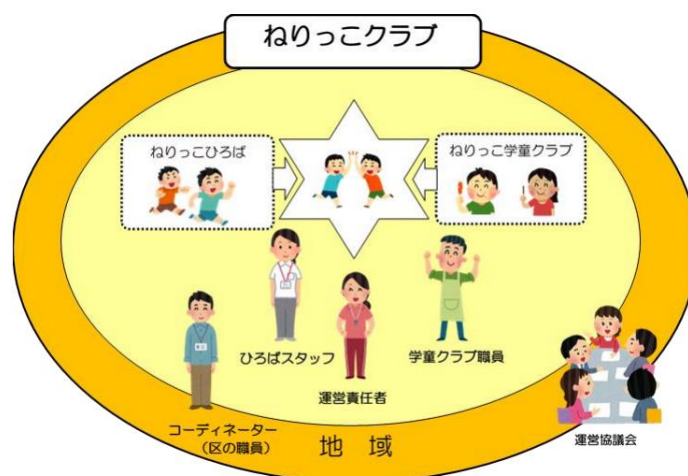
参考事例：東京都練馬区（特別区）

学校ごとの協議会で地域の課題を協議

- コーディネーターが中心となって学校ごとに「ねりっこクラブ運営協議会」（ねりっこクラブとは、同区で実施する一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室）を実施している。コーディネーター、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者のほか、学校関係者やPTA、主任児童委員、青少年委員の参加を呼びかけている。ねりっこクラブの活動に関するもののほか、**地域の子どもをめぐる課題、地域住民と子どもたちの関わりについて、情報提供、協議**を行う。たとえば、子どもの帰宅時間のピークが17時過ぎであることが共有されるなど、実態に即した話題が挙がる。

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
運営形態	公立公営、公立民営、私立民営	委託
所管部局	教育委員会	

図表 21 ねりっこクラブ運営協議会の位置づけ



資料：東京都練馬区ご提供

- なお、コーディネーターには、放課後児童クラブや児童館の業務経験を有する区の職員を配置しているが、地域の児童館にねりっこクラブのコーディネーターを移管し周辺地域のコーディネーターとしての機能を付与する計画であり、既に2館で実施している。これにより、各学校で実施している「ねりっこクラブ」の取組の横展開に向けたつなぎ役となることも期待している。

参考事例：東京都八王子市（中核市）

「放課後児童クラブ・放課後子供教室と学校の連携」をテーマとした都道府県研修への参加・協力

- 東京都では、**新・放課後子ども総合プラン**を理解することを目的とした「東京都放課後子供総合プラン研修」を実施している。この研修には、両事業を担当する市区町村の職員や運営者等が参加しており、両事業の関係者が意見交換を行う中で、相互に理解を深めることができる内容となっている。
- 同市は令和元年度から3年連続で研修の事例発表者となっている。令和3年度は、「**放課後の活動における学校との連携・理解協力の推進について**」が研修テーマであった。これには、同市より自治体職員と小学校長が登壇者として参加し、放課後児童クラブ・放課後子供教室と学校の連携の事例や、望ましい連携のかたちについて発表及びパネルトークを行った。

そのほか、アンケートやヒアリングの中から関連する内容の一部をご紹介します。

- ◇ 放課後子どもプランコーディネーターが放課後児童対策事業や学校・地域・行政との連携、保護者や地域住民に対する参加協力依頼や連絡調整等を担っている。このコーディネーターは放課後児童クラブと放課後子供教室の間の仲介役としても重要な役割を持つ。
- ◇ 教職員と児童家庭支援センター職員、保育園・幼稚園長・副園長、児童福祉施設職員、民生児童委員と放課後児童クラブ責任者で、子どもに関する情報交換を実施することで、子ども・保護者支援の体制が構築でき、学校として配慮が必要な子どもを地域全体で支援することができる
- ◇ 協議を行う運営委員会やその他の協議の場に教育委員会や学校関係者を加えることで、共通理解と情報共有を深め、関係者間で緊密な連携・協力を図る
- ◇ 運営協議会では、クラブを利用する保護者や子どもの声を放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に反映できるよう、またより良いクラブ運営を図るため、学校や地域住民の協力をいただけるよう、各校放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営方針・活動計画の共有、保護者負担金の予算・決算、行事やイベントの実施報告等について、話し合っている。放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営について、様々な立場の関係者が意見を出し合う交流の場ともなっている。
- ◇ 子どもに対する個別支援の方法について、学校及び放課後児童クラブと放課後子供教室の職員間で相互に話し合うとともに、必要に応じて、関係機関と連携し、支援員を加配するなど、適切な支援体制を構築する。
- ◇ PTA や子ども会、スポーツ少年団、子ども食堂などの活動とも連携し、子どもの安全・安心な居場所づくりと多様な学習・体験、交流機会の創出を図る。
- ◇ 放課後児童クラブが拠点施設だけの活動にとどまるのではなく、地域に出かけること、地域の人たちに関わってもらう活動を推進していく。
- ◇ 放課後児童クラブごとに設置している保護者会等を通じ、学校や地域との連携を推進する。
- ◇ 年度初めには担当職員が学校を訪問し、両事業共通の活動実施について説明する。その際、小学校として取り組んでほしい活動があれば意向を伺う。併せて、実施場所確保のための確認も行う。

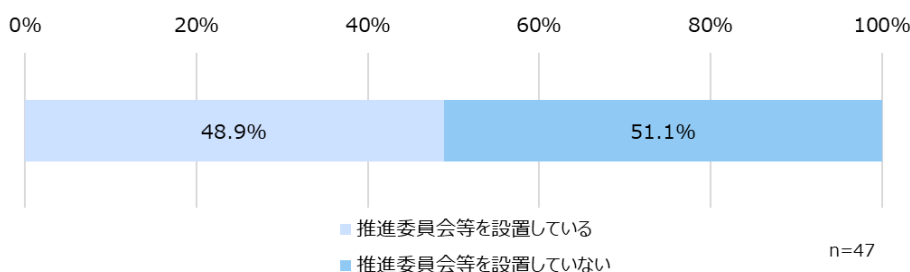
《巻末情報》新・放課後子ども総合プランにおける都道府県の役割

- ✓ 新・放課後子ども総合プランでは、市町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から、各都道府県の役割等が明記されています。
- ✓ アンケート調査では、都道府県の積極的な取組が、管内市町村における両事業の連携または一体型の推進に影響している可能性が示唆されました。両事業を実施する市区町村だけでなく、都道府県にも、新・放課後子ども総合プランの実践に向けた積極的な取組が望まれます。

都道府県の取組状況：

- ✓ 約半数の都道府県が放課後児童対策の総合的な在り方についての検討の場として、「推進委員会等」を設置しています。

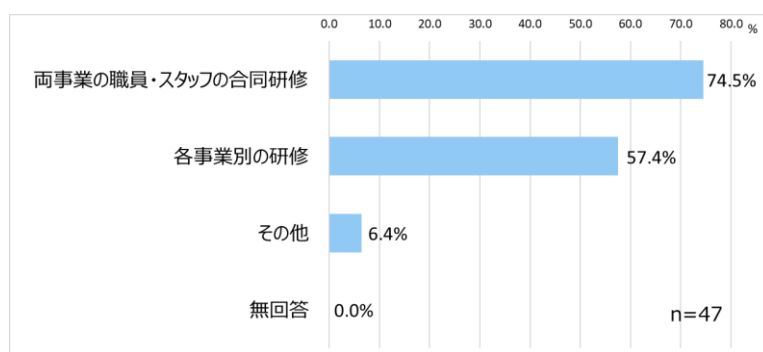
図表 22 推進委員会等の設置状況（SA）



資料：みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

- ✓ 放課後児童クラブ職員及び放課後子供教室スタッフの研修（放課後児童支援員の認定資格研修を除く）については全ての都道府県が実施しており、うち7割の都道府県では両事業の職員・スタッフの合同研修を実施しています。

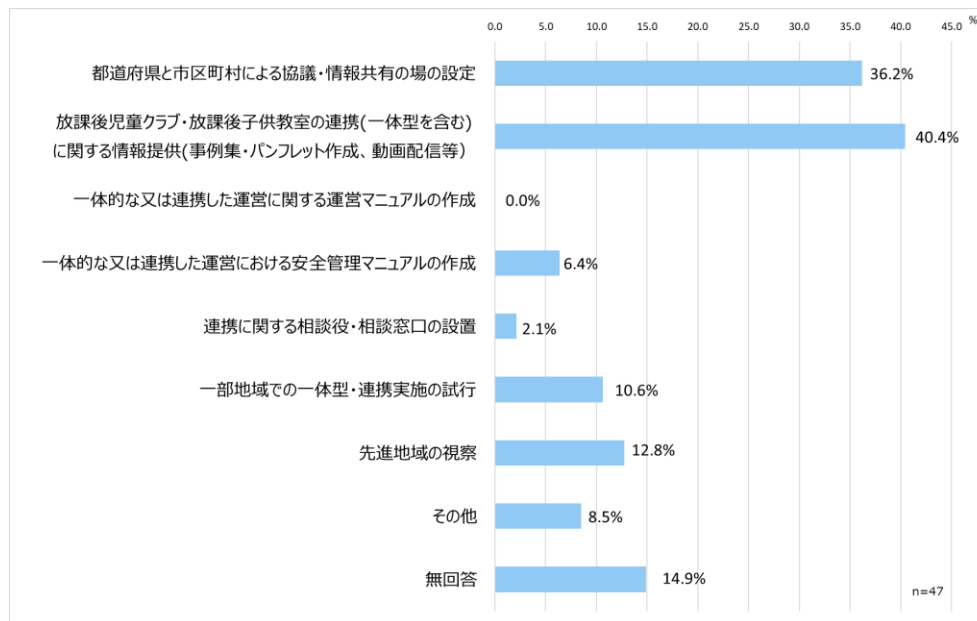
図表 23 都道府県が実施する研修の具体的な内容（MA）



資料：みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

- ✓ そのほか、両事業の一体的な又は連携した実施を推進するために、事例集やパンフレット・動画等を通じた情報提供を行ったり、都道府県と市区町村による協議・情報共有の場を設定したりする都道府県が多くみられます。なかには、推進委員会や合同研修の内容を県のホームページ等で公開しているところや、両事業の協力者確保のため、講師等の人材情報を県のホームページで公開し、管内市区町村が目的に応じて検索できるシステムを構築しているところもあるようです。

図表 24 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の連携した実施の推進に向けて実施している取組
(MA)



資料：みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」（2022年3月）

3. 参考資料

- ・新・放課後子ども総合プラン

<https://www.mhlw.go.jp/content/11906000/honnbun.pdf>

- ・みずほ情報総研株式会社(現:みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)「放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究報告書」(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

<https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/r02kosodate2020.html>

- ・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書」(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

<https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/r03kosodate2021.html>

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究

委員一覧 (五十音順・敬称略)

青山 鉄兵 文教大学人間科学部 准教授

国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター 副センター長

住谷 亜由子 群馬県 生活こども部 私学・子育て支援課 主幹

中村 かおり 大阪人間科学大学 人間科学部 子ども教育学科 講師

深作 拓郎 弘前大学 教育学部 講師

宮嶋 弘人 長崎市 こども部 こどもみらい課 係長

本ガイドブックの作成にあたり、アンケート調査・ヒアリング調査にご協力いただいた自治体の皆さま、ありがとうございました。

【新・放課後子ども総合プランにみる】

放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック ～一体型の実施に向けて～

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究

2022（令和4）年3月発行

発行・編集／ みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社

社会政策コンサルティング部

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2丁目3番地

TEL 03-5281-5276
